令和７年第１回知内町議会定例会（１日目）

◎　招集年月日　　令和７年３月６日（木）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年３月６日（木）　午前９時３０分
◎　閉会日時　　令和７年３月６日（木）　午後３時４２分

◎　出席議員

１番	松井盛泰	６番	山田顕人
２番	花井泰子	７番	一之谷　駿
３番	笠松悦子	８番	野口久美子
４番	五十嵐捷爾	９番	木村　一
５番	吉田峰一	１０番	谷口康之

◎　会議録署名議員　　３番　笠松悦子　　９番　木村　一

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	森永　茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	（笠松さおり）
地域包括支援センター長	（笠松さおり）
税務会計課長	佐藤辰治
農業水産振興課長	南　一貴
商工林業振興課長	南　和敏
政策調整課長	三原知明
建設水道課長	澤田浩一
教育長	堂下則昭
教育委員会事務局長	長谷川将之
スポーツセンター長	（長谷川将之）
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	（長谷川将之）
代表監査委員	木村和義

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議事係	高田貴明

令和７年第１回知内町議会定例会議事日程

（第１号）　　令和７年３月６日（木）午前９時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　３番、笠松悦子君、９番、木村　一君
第　２	委 員 会 報 告 第　１　号	議会運営委員会報告について （委員長報告）
第　３		会期の決定について
第　４		議長の諸報告
第　５		町長の行政報告
第　６		追跡質問
第　７		一般質問
第　８	議案第　１号	令和６年度知内町一般会計補正予算（第１０号）について
第　９	議案第　２号	令和６年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第１０	議案第　３号	令和６年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
第１１	議案第　４号	令和６年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
第１２	議案第　５号	令和６年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について
第１３	議案第　６号	令和６年度知内町下水道事業会計補正予算（第２号）について
追加日程第１	議案第２９号	令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）について
第１４		令和７年度知内町行政執行方針について（町長）
第１５		令和７年度知内町教育行政執行方針ついて（教育長）

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　議　　長（谷口康之）

皆さんおはようございます。

令和７年第１回知内町議会の定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町行政執行方針等を基に、令和７年度予算を審議する重要な議会であり、予算は１年限りのものとはいえ、その波及効果は後年度に大きく影響することは当然のことであります。議員各位については、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、町政の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望を諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。議員各位の活発な討議が展開されますことを願いながら、本定例会の議事運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員数は、１０人です。

定足数に達していますので、令和７年第１回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（谷口康之）
日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、３番、笠松悦子君及び９番、木村一君を指名します。

● 委員会報告第１号　議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議　　長（谷口康之）
次に日程第２、委員会報告第１号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。
議会運営委員会は、去る２月２６日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。
議会運営委員会委員長、笠松悦子君。
◎ 委 員 長（笠松悦子）
委員会報告第１号、議会運営委員会報告について。
令和７年第１回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。
令和７年３月６日提出。知内町議会議長、谷口康之。
議会運営委員会報告書。
令和７年第１回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。
令和７年３月６日提出。知内町議会運営委員会委員長、笠松悦子。知内町議会議長、谷口康之殿。
記、１、会議開催状況、開催日、２月２６日。出席委員、笠松、山田、吉田、一之谷、木村。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、上野、高田。２、会期について、今定例会の会期は３月６日（木）から１２日（水）までの７日間としたい。３、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。４、付議案件について、付議案件は、委員会報告２件、諸報告１件、行政報告１件、一般質問２件、議案２８件、行政執行方針２件、同意３件、発委１件、意見書案１件、議長発議４件である。５、予算審査特別委員会の設置について、新年度予算に関連する議案第７号から第２６号までの２０議案については、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査する。６、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上であります。

◎　議　　長（谷口康之）
以上で、議会運営委員会報告を終わります。
本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めて参ります。

●　会期の決定について

◎　議　　長（谷口康之）
次に日程第３、『会期の決定について』を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から３月１２日までの７日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１２日までの７日間と決定しました。

●　議長の諸報告

◎　議　　長（谷口康之）
次に日程第４、『議長の諸報告』を行います。
令和７年第１回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。
これで、議長の諸報告を終わります。

●　町長の行政報告

◎　議　　長（谷口康之）
次に日程第５、『町長の行政報告』を行います。
町長から行政報告の申し出がありました。
これを許します。
西山町長。
◎　町　　長（西山和夫）
皆さん、おはようございます。行政報告をさせていただきます。
まず１点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向について、令和７年２月７日（金）に第１回定例会が開催をされております。
議案第１号については、刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例案。議案第２号は、令和６年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計の補正予算（第２号）。令和７年度における業務について、令和６年度中の契約が必要であるため、契

約に係る債務負担行為を制定するものであります。議案第３号については、令和６年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第３号）歳入歳出それぞれ１億２，８９１万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を９，８４６億６，５２７万２千円とするものであります。議案第４号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案。議案第５号は、令和７年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算、歳入歳出予算の総額を３０億６，８３７万８千円とするものであります。議案第６号、令和７年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算、歳入歳出予算の総額を９，９８３億９５０万６千円とするものであります。議案第７号北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案であります。議案第１号から７号までは、原案通り可決をされました。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向について。令和７年１月２９日、第１回定例会が開催されております。議案第１号、令和７年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算、歳入歳出予算の総額を１５億３２１万６千円とするものであります。議案第２号の令和６年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第２号）、歳入歳出それぞれ５，８４０万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１５億１０９万６千円とするものであります。議案第３号、渡島廃棄物処理広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正。発議案第１号、渡島廃棄物処理広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正であります。発議案第２号、閉会中の所管事務調査についてであります。議案第１号から第３号、発議案第１号から第２号まで原案どおり可決されております。

次に渡島西部広域事務組合の動向について、令和６年１２月６日、第３回定例会が開催されております。議案第１号の刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。議案第２号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。議案第３号は、令和６年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第３号）歳入歳出それぞれ８１１万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１７億１７万５千円とするものであります。議案第１号から３号までは原案どおり可決されております。

次に令和７年２月２８日に第１回定例会が開催されております。承認第１号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が原案通り承認をされております。承認第２号は、令和６年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第４号）、歳入歳出それぞれ３，６７７万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１７億３，６９４万６千円とするものであります。承認第２号も原案どおり承認をされております。議案第１号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。議案第２号、旅費宿泊料の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。議案第３号は、令和６年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第５号）歳入歳出それぞれ４，３０８万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１６億９，３８６万３千円とするものであります。

議案第４号については、令和７年度渡島西部広域事務組合一般会計予算歳入歳出予算の総額を１８億４，１２３万９千円とするものであります。議案第１号から第４号までは原案どおり可決をされております。

次に第２７回しりうち味な合戦冬の陣、カキＶＳニラまつりの中止についてであります。

上磯郡漁協海域で、ホタテ貝から麻痺性貝毒が検出され、２月２６日から同海区でのカキ、

及びホタテの出荷を自主規制したことにより、３月２日に開催を予定しておりました第２７回しりうち味な合戦冬の陣、カキＶＳニラまつりにおいてカキの販売及び創作料理の提供が出来なくなったため同日に臨時でカキＶＳニラまつり実行委員会が開催され、カキＶＳニラまつりの中止が決定され、またその旨町に対しても報告があり了承したところであります。

尚、カキＶＳニラまつりの中止については、各新聞への記事の掲載、町防災無線、ホームページ及びＳＮＳを活用し、町内外の皆様にお知らせをしております。今後の対応策についても調査検討中であります。以上であります。どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第６、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

８番、野口久美子君の発言を許します。

◎　８　　番（野口久美子）

８番、野口です。道の駅に関して追跡質問をしたいと思います。昨年６月の定例会の一般質問をした道の駅についてお伺いします。

関係機関との話合いはその後どのように進んでいるのか、或いは進めて行くのか、町長にお伺いします。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

道の駅の案件については、その後も中学生議会からいろいろ提案がございました。それで８番議員にも一般質問の際お答えさせて頂いたように、今後稼ぐということを視野に入れないと、なかなか移転だけでは、なかなか経営的に安定しないだろうということで、今観光協会の中でいろいろセミナー等開いたり、また自分達の研修という意味で、いろいろ提案をしながら次年度に向けて、今年度で観光振興計画が切れますので、それに含めていろいろ検討中ということで今進めさせているところであります。今後観光振興の中では令和８年度に独立を目指してある程度計画に則った観光協会が主体となって進めて行くような事業計画になるんだろうと期待をしています。

答申が今年度の中でいろいろ進んだ中で町に提案があると思いますので、その中でまた更に皆さんと協議をしながら詰めていく作業になるだろうと思ってますので、そのような方向性の中で今取り組みを進めようとしている段階であります。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口久美子君。

◎　８　　番（野口久美子）

町長も仰られましたが、２月４日にあった中学生議会でも５人の一般質問のうち、２人が道の駅に関しての質問でした。本当にびっくりしましたよね。

第７次総合計画に是非道の駅の議論を活発化してほしいと思っているので、そのことに関して町長は移転とか活性化とかいろんなことがあるとは思います。優先順位もあるかと思います。町長としてはどういうお考えでいるのか、今現在考えていることをちょっと教えてほしいなと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

商売というのは、なかなか行政が主体となって進めるというのは、なかなか経営的に安定しない、そう考えています。そうした意味では主体的に観光協会が動いてくれること、これが絶対条件になるだろうと思います。そういう意味で観光協会の事務を担っておりますけれども、これも今後観光協会の進め方によってどういう展開になっていくか、それも含めてこれからいろいろな意味でいろいろ歴史の中で拠点ありますし、現在いろんなクルーザーとか新たな温泉のサウナだとか、いろいろ若者が活性化に向けて議論している最中でありますので、そうしたことに我々が如何にサポートできるか、投資できるかという今これからの計画の中で、それらが明確になって議会の皆さんにも提案できるような状況がくるんだろうと思います。それが令和７年度で計画が切れますので、その中で次の８年度に向けてということで、先程お話したような計画が取り進められるだろうと思っていますので、その中で町の体制、そして観光協会との連携、何処まで財政的な出動があるのかも含めてこれから議論をさせて頂ければと思っています。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口久美子君。

◎　８　　番（野口久美子）

是非ですね、女性の方の声とか、いろんな声を聞いて欲しいし、活発な議論をお願いしたいと思っているのでよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口久美子君。

◎　８　　番（野口久美子）

もう１つ待機児童に関してですね、９月の定例会で一般質問したんですが、３月現在、待機児童数と分かる範囲での隠れ待機児童数を教えてほしいんですが。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

昨年いろいろ待機児童について、５名発生している状況の中で、どう解消するかということでいろいろ詰めてきたところなんですけれども、今年の１月になって保育助手が１人入りました。

それで現在１名が申請を取り下げたということもありまして、現在待機児童は１名という状況になります。それで新年度どうするかということになるんでしょうけれども、それを今

認定こども園と調整中ということに今なっております。

その中で先生の配置で対応できるのか、また新たな先生が入るという状況もあるんですけれども、総体的には今の現状は職員が７名、それは次年度、７年度も変わらない。そして保育助手が昨年度３名だったんですけども、今年度先程言うように１月に助手が新たに見つかったということで、４名、そして支援員、これが町の中で支援するという、今年度１名だったんですけど２名なんとか計画がありましたので、７年度新たに１人追加になります。そうした意味では７、４、２ということで２名増員になったという状況の中で先程言うような先生の配置も含めて今年度今申請者が多分、５名から７名になるだろうということで今動いて調整をしているというような状況にあります。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

やはり保育士不足はなかなかですか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

先生の確保というのは、新人で１名入る事が決定しております。そうした意味で町の派遣職員もいましたので、今年度は５名だったんですけども、次年度希望を取って３名の方が残るということになりました。そういう意味で今新人で１名先生として新たに入ります。そして木古内の方からもう１名予定されている所があるそうです。

それも含めて総体の中で先程言うような７、４、２の体制の中で０歳児の申請者が５名から７名あるという事で、それをどう受け入れられるのかという事で議論をしております。そして最終的に町の方で、もし保育士が足りないということになれば今派遣が５名から３名と言いましたけれども、その２名なのか、若しくは対応できる新たな方をターゲットにしてその不足を補えるような体制を作れるのか、それも含めて今検討をしている状況にあります。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

今年ですね、私初めて成人式に出させて頂いて、その時に１人の女性の方が知内に戻ってきて保育士やりますって、あの言葉聞いた時にやっぱり凄く嬉しかった。前回の定例会の時も育成にも力を入れていったらどうですかということを提案したんですが、やはり育成とかも大事だと思うんですが、町長はどのように思われますか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

それで以前、議員の方から提案を受けた定年の見直し、そして奨学制度を活用した保育士の募集だとか、免除するだとか、それらを緩和しながら今後どう進めていくかという事が大切になってくるだろうと思います。そういう意味では担い手サービス等の協議会を立ち上げましたので、その中でいろいろ提案も頂いているという状況がありますので、いろんな対応策を考えながらなんとか保育士の確保に向けて今詰めているところであります。

ただいろいろ状況もあってなかなか定まらないという状況もありますので、それはどうやっても我々だけでは進まない、園の協力が第一前提になりますので、如何に園が町側の方向性と一緒に認定こども園を活性化していくか、待機児童が出ないように保育士、先生、教諭の資格を持った方々を集められるか、これに注がないとなかなかこの田舎でも待機児童出るのかという、それが１番自分にすれば苦痛なところでありますので、前年度そういう話が突然出てきたという事でなんとか今年度はその対応策、絶対待機児童を出さないという方向性の中で、今担当課長も苦労していますので、そういう意味では認定こども園の園長としっかり連携を取って、待機児童ゼロに向けて今進めさせて頂いている所であります。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

正に今ですね、令和６年度設置した福祉サービス等担い手対策連絡協議会とはどのようにいろんな検討や情報交換したのかお伺いしようと思っていたのですが、今町長がお話してくれたので、是非ですね、やっぱり待機児童や隠れ待機児童は本当に無いのが１番ですし、それを皆さん願っているので、ぜひそこは官民揃ってね、やっていければ良いなと思っていますので、是非よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

諄いようですけども、待機児童ゼロでなんとか打破出来るように、そして園が確保出来なければ、町の中で人員を配置出来るのか、これは今本当に真剣に考えておりますので、なんとか対応出来ると私は信じていますので、その辺なんとかゼロになるように一緒にいろいろ知恵を出して頂ければ有難いと思いますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

是非、皆でやっていきたいなと思いますのでよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

以上で、８番、野口久美子君の追跡質問を終わります。

他に追跡質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、追跡質問を終わらせて頂きます。

●　一般質問

◎　議　　長（谷口康之）

次に、日程第７、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

６番、山田顕人君。

◎　６　　番（山田顕人）

知内町観光振興計画「しりうち観光ビジョン」についてということでご質問させて頂きます。

この計画は、北海道新幹線開業や函館江差自動車道木古内インターチェンジの開通など交通アクセス環境の向上により、これまで進めてきた文化・スポーツ・観光・イベントに関する各種取組を一層活発化する必要があり、ウィズコロナにおいて持続可能な取組を行うと共に、様々な課題に対応するため本町の特性を生かした観光を町民、事業者、行政が連携協働しながら展開し、本町の発展を目指す目的となっています。

観光資源の点在や飲食店の受入環境、お土産品が少ない等の課題があり、それらを改善するために観光関連事業者の意識醸成、観光プランの造成、町内店舗の利用促進、観光ガイドの育成、積極的な情報発信、観光関連の公共施設のあり方など、大きく分けて６つの各施策が計画されております。

そこで令和７年度ですね、計画最終年度となりますが、各施策の進捗状況をお伺い致します。

又、計画の目標値も明記されておりますが、来年度には達成される見通しはあるのかお伺いします。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせて頂きます。令和４年３月に本町の特性を生かした観光施策を、町民や事業者、行政が連携・協働して展開し、本町の発展を目指す目的で、知内町観光振興計画『しりうち観光ビジョン』を『まちづくり総合計画』の下位計画として位置付け、観光振興施策に関する指針とするものとして策定しております。

『しりうち観光ビジョン』では、知内町の観光の現状・課題を踏まえ、『観光で稼ぐ地域づくり』を基本理念に、具体的な施策として掲げております。

各施策の進捗状況でありますけれども、「観光関連業者の意識醸成」として、「キャッシュレスポイント還元事業」により、観光関連事業者を含む小規模事業者へのキャッシュレス普及促進、環境整備、利用者の利便性の向上、地域事業者の活性化を目的に、新規にキャッシュレス導入事業者も１０社増加したことから一定の成果が得られたと判断しております。

又、観光協会が主催となり、観光振興の必要性・理解を深め持続的な環境づくりを考える機会として『知内観光協会セミナー』も先月開催され、観光分野における人材育成にむけた講習会なども実施されております。

「観光プランの造成」として、令和２年度より実施の「観光促進助成事業（しりうち割）」では、申請業者も当初より増加しており、町内での観光客による消費活動の増加のほか、各事業者で新しい観光プランやメニュー開発などの創意工夫による取り組みもあり、今後、各事業者個別による点での取り組みが、事業者連携により線や面への取組となる「知内でしか味わえない観光プラン」として、新たな観光素材の発掘や観光ツアー開発につなげていければと思います。

「町内店舗の利用促進」を目的とした「しりうち観光＆グルメスタンプラリー」の実施、

町や観光協会、また個別事業者による、ＳＮＳを活用した観光関連の情報発信の取組についても、改善が必要と思いますが、ご当地キャラクターを活用したＳＮＳによる観光ＰＲ動画の作成など、観光協会と連携しながら、より効果的な情報発信に取り組んでいければと思います。

「観光関連の公共施設のあり方の協議」として、特に観光関連の施設の中心となる「道の駅」を含めた周辺エリアの施設全体で、道の駅としての役割が十分に果たせているかなどを分析・評価を行い、課題や問題解決の洗い出しが必要となることから、観光協会や商工会といった様々な関係者との意見を集約しながら、道の駅のみではなく、町の観光関連公共施設の全体のあり方について協議・検討を加速化させていき、将来的な人口の動向や、町の財政見通し等を勘案しながら、観光関連施設整備について、判断させていただきたいと思っております。

来年度が計画最終年度となり、計画目標値も明記されておりますが、令和７年の年間観光入込数１０万３千人の目標数値に対し、令和６年度については１５万人程度になる見込みであります。

観光による宿泊数、消費額、満足度、リピーター率等についても、今後更に調査等を実施し目標達成の明確化を行い、次期計画策定に向けて整理していきたいと考えております。以上であります。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

この観光計画、どうも計画遂行の本気度が今まで見られてないようところが見受けられます。ビジョンの最後の方にですね、計画のスケジュールを掲げております。令和６年度には最終段階の観光ガイドの育成での検証・改善・実施となっていますが、現段階でほど遠いと思いますし、どの施策を見ても後手に回っている状況であります。答弁にもありましたキャッシュレスポイント還元事業、この事業の目的は地域事業者の活性化とキャッシュレスの推進、それとデジタルデバイド対策ということで、この事業の説明資料を見ても観光計画のためにという文言は１つも入っていません。たまたま令和６年度にキャッシュレスポイント還元事業を実施して、キャッシュレスの導入事業者が増加したものなのかなというふうに思っております。

先月の開催されたセミナーも観光関連事業者の意識醸成に役立ったものの、観光ガイドの人材育成のための講習会ではなかったと聞いております。どうも答弁前半の方は、他の施策に後付けしたような形で答弁されていたのかなと思っております。

そこでですけども、重要なことをお聞きします。先程も令和８年度にはという話もしていました。基本理念にもありますが、観光で外貨を稼ぐんだと、知内町の観光は重要なんだということで令和８年度以降も観光振興計画を継続するご意思はあるのか、どうなのかお聞きいたします。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

この計画というのは職員当然熟知してそれに則るってこれまでも担当課長を中心に進めて

きた経緯あります。その中でキャッシュレス町内で１０社増えたという効果もありますし、また、町の委託費３００万円に対してそれぞれ２，２００万円以上の決算額になりましたので、そうした効果は大変大きいのかなと思っています。またいろいろ財政が許すのであれば、またこのキャッレス事業を是非やってみたいというお話もありますので、是非その辺を検討しながら更に活性化に取り組む一つのアイデアとしてまた更に商工会の発展に繋げれば良いのかなと思っております。

ただ観光入込数が１０万人を超えているというお話をさせて頂いておりますけれども、ただこの計画組む前、コロナ禍の最中ということもあって当時令和２年の実績でいけば、８万人位の実績でありましたので、過去にも１６万人という入込数がありましたので、そういうのを考えれば、ちょっと数字的には物足りない数字だったのかなと感じております。

そういう意味では１５万人足したからといって、この観光計画が良い方で収束するということではなくて、まだまだ課題がいろいろ出た計画になってしまったというのは、自分もそういう気持ちにはなっております。ただこれから次年度しっかり検証しながら、新たな観光計画に結び付けるためにも、やはりいろいろ吟味しなければならない。その為の１つの拠点として道の駅が出てくるんだろうと思っております。

先程８番議員さんからもありましたし、中学生議会、そして６番議員さんからも以前から道の駅のお話を頂いているところでありますし、それをどうするかというのは商工会全体の中ではやはり移転すべきだろうという声は強いような気がします。ただそれに向けて、じゃあ町が現状の財政運営の中で、まして長期事業の中でいろいろ課題を抱えている中で、新規事業をやっていいのかという、ある町でもいろんな町民との話し合いが進んでいるところでありますし、本当にそれがベストなのかという前にあくまでも稼ぐ、ほんとに今あそこで観光協会がメインになった時に稼げる環境にいけるのか、それもいろいろ観光協会の中で若者が集まって、先程もお話したセミナー。講師を招いている、勉強をしたり又は研修に歩いて次年度に向けて新たな取組みを活性化しているという所でありますので、是非状況も緩和しながら、今後の観光振興どう変えていくか、大いに私は期待しているところでありますし、そういう方向に行けるように町も全力でサポートしていければと思っています。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

まず、キャッシュレスポイントの還元事業ということで、恐らく後付けなのかなとは思うんです、実際のところ。ただ成果が出ているという事は実感しております。１０社増えたという事でありますので。ただこのキャッシュレスポイントも色々あるんですけれども、ちょっと話がずれるからやめておくかな。

それと職員がやはりこの計画を熟知しているということでありますので、スケジュールを見てみますと、令和４年は全部着手実施と、６点あるんですけども全部着手するというようなことが書いてあります。

令和５年は検証・改善・実施ということも書いてあります。令和６年度だけ先程言ったように観光ガイドの育成だけが残っているという形なんです。今も令和６年度で終わります。令和７年度はスムーズ動いているよということになっているんですけども、そこが全然身になっていないという形になっております。

そこで当然長く見なきゃならないものでしょうから、令和８年度以降もこの計画やるのかなという所をお聞きしたかったんです。

けど、先程８番議員さんの質問でも令和８年度以降もという話もしておりましたので、そこは続けるという事で理解してよろしいんですよね。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

自分が議員やっていた時っていうのは、なかなか観光振興計画も確か無かったようなそんな状況の中で、知内の産業全体の中で観光振興どうするんだといういろんな意見があったのだろうと思っています。

その中で議員さんの理解も得ながら観光振興計画立てさせて頂いて、令和７年度で結果的には今終了する。その検証的なものもちょっと遅れているというのが現実いなめないだろうと思っていますけれども、ただ先程も説明させて頂いたように、若い世代３０代、４０代が知内の覚醒みたいな感じで、本当に何とかしようよということで一生懸命自分達で動いている。観光協会も餃子という一つの面、これを原資に観光振興計画を組んで何とか町の投資も活用しながら、令和８年度独立したいというそういう方向でいってますので、事務的なものも本当に今町で抱えて良いのかということになれば、絶対町の振興を後押しするサポート的な要素、いろいろ課題があって整理する場所の窓口とすれば良いんでしょうけれども、じゃあ町の観光課が稼げるそんな取組みが出来るかと言えば、なかなか厳しいところあります。やっぱりこれは現場の実働部隊が一生懸命考えて、どうするこうする練って最終的に提案をして一緒に組み立てていく、そして稼ぐ体制に進めていく、これがベストなことであります。

そういう意味では、これから、DMO が解散してからなかなか観光の舵取り役が見つからなかったという意味では、青年部解散してますので観光協会が舵取り、実働部隊にどういうメンバーを取り入れながらどう活動をしていくか、それも含めてこれから今計画が上がってくるんだろうと思って期待をしている所ですので、是非そうした若い世代の活性化が町の活性化に繋がると思いますので、そういう意味をこれから尊重しながら、町で観光振興にも力を入れるということで、これから取組みを更に強化できればと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今ニラ入り餃子を原資にということでありました。ただそれだけでは、やはりちょっと薄い所があるのかなというふうに思います。この計画の中にやはり観光プラン、プランを造成するという所なんですけども、この辺をまずはここを造成していかなければならないのかなと、１番核になるところだと思うんですよね。

今、観光協会の若い人達は先程、町長も言ったように一生懸命やっております。彼らの意識醸成というのかな、そこも十分にあります。体験観光等のプランも何かしらもっているということも言っておりましたので、ただなかなか計画を実行していくには、やはり彼らも仕事をしておりますので、なかなか厳しいんだよねというところもありました。

ただそこに専属の事務局を置かなきゃならないのか、そこはまだちょっと早いのかなと。そこでやはり役場の事務局になっている商工観光係の方達に一役かってもらって、その辺を

あたって頂いて令和７年度はスケジュールも遅くなってますので、本当に計画を立てて実行まで行けるかどうかというところだとは思うんですけどもね、その辺の計画を観光協会の若い人達といろいろ話を通して練り上げて、その計画を立てて頂きたいなと。令和８年度以降実行していくと。それで実行していって稼げる観光協会になるのかという、そこの実証だと思うんですよね。それが上手くいくのであれば当然ながら、事務局も置いたほう良いだろうなと思うんですけども、その辺如何ですか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

考え方は一緒かなと思ってます。そして観光プランの作成ということでいろいろメンバー的に若い人達の中ではいろいろ話あっているというのは聞いたことがありますし、町も文化、歴史、環境、公共施設等も全体的なものを見渡した時に本当に観光に繋げていくものが今の状況だけなのかということになれば、またスキー場もあります、いろんな意味での洗い出しっていうのは、これから必要になってくるだろうと思っています。そういう意味では町の観光協会がそうしたものをプランに全力で協力しながら、またいろんな若者の意見を取り入れながら、計画に盛り込んでどうするかという感じになってくると思っています。

そういう意味ではまだ、事務段階、独立した観光協会の事務を任せるような段階にはないのかな、ただ期待はそうした事務を置いて更に事務方から、いろんな観光に関わる事業者の皆さんと連携して、どういう観光づくりに進めて行くかというのが拠点になるだろうし、そこは本来の実働体、それが事業者にも沢山思いを伝えながら、じゃあ観光振興どうするか、以前修学旅行を連れて来るという話もありましたので、そうした取り組みに拡大出来るのかも含めて、いろいろ様々な議論が出てくると思いますので、今はその状況を作り上げるために観光協会が我々としっかり連携を組んで取り組むということが大切になるだろうと思っています。稼いで頂くということが事業者の利益にもなりますし、なかなかそこで赤字赤字の観光事業が進むのであれば、なかなかよくも出ませんし、まして昔、異業種交流会、それがメンバーとなって今のカキＶＳニラ、今回中止になりましたけれども、そうした大イベントまでには発展したという経緯ありますので、そうした意味でのイベントで稼ぐ事も必要になってくるだろうと思っていますし、そこにどんどんまた若者のアイデアが出てくると期待してますので、その辺はじっくり一緒に応援して頂ければ有難いと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

若い人達のアイデア、多分いろいろあるんだと思います。ただあれもこれもと手を付けるとなかなか厳しいだろうと思います。

観光プランの造成が出来ると必然的に何処を見せるのかという所も整備する箇所も限られてくる。それと何を食べさせるか、何を体験させるかということも町内の店舗利用促進にも繋がっていく、それでいくとやっぱり稼げる観光という形には繋がっていくのかなと思うんですけど、言葉で言うのは簡単ですよね。なかなか厳しい所ではあると思うんですけども。

計画の目標値の事でちょっとお聞きします。目標値を掲げているんですけども、年間観光宿泊者数、年間観光消費額、これは経済効果の事だと思うんですけども、この数値というの

は誰が何処でどのように測定しているか、そして年間観光入込者数、先程１５万人程見込んでいるということでありましたけれども、どうも観光客が何処かワーワーいるというのは、あまり見かけたことはない。何処から１５万人が出てきたのか、その辺も不思議なんですけども、どのようにカウントしているのかお聞きしたいと思います。

また、来訪者数、満足度やリピーター率もアンケートを取らないとなかなか把握出来ないのかなと思っているんですけども、この辺りもどういうような形で統計を取っているのか、お知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明致します。年間観光入込数等の数字については、毎年各事業者の方から数字を頂いております。ただその数字というのも展望塔等に来られた方、各宿泊場所に来て頂いた方、その辺の部分を集計しながら、数字の方を出して頂いております。

年間宿泊数については、今こちらについても数値の方、今後の計画の中で必要だと課の方でも考えておりますけれども、なかなか正確な数字を今つかむことができておりません。これについては、各事業者の方から取りまとめなければ、数字が出てこないのかなと思っていますので、前回申し訳ないんですけども、令和２年度の時に出た数字については、恐らくコンサル等で出したものかなとは思っていますけれども、今後ちょっと令和７年度の向けた正確な数字については、来年１年間かけながら、各事業者の方に確認していこうということで今考えております。

その他満足度、リピーター率、これについては利用して頂いた方々のご意見を聞きながらでなければなかなか分からないと思っております。

こちらも不透明な部分があるので、それも来年の次期計画に向けてそこら辺が分からなければ、今後の知内町の観光をどうしていいか分からないと思いますので、まとめていきたいと思います。ちょっと回答になっているか分からないですけども、一応今の状況についてはそのような形になっております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

どれも正確なっていう所が出てこない。来年１年間という、来年度以降という事になるのかなと思いますけれども、じゃあ今まで何やってたんだろうというふうに思わさるんですよね。

その辺を踏まえてなんですけども、なんか１５万人って何処から出てきたんだろう、各事業所から集まってきたものが、本当に１５万人集まっているのかなと、変な話、国道行き来している人達をカウントしているのかなと思ってみたり、そういうような規模になっちゃうのかなというふうに見ているんですけど、あと宿泊なんかも観光で来られているのか、若しくは仕事で来られているのか、その辺もちゃんと区分けしていかないと、なかなか数値がはっきりしていかない、数値がはっきりしていかない経済効果が出てこないということが、多分そうなっちゃうのかなと思うんです。だからその辺を区分けしていくのも大事なところなのかなと思っております。なかなか数字が出てこないと評価出来ないものなので、その辺り

を踏まえながら今後に繋げていってほしいなとこういうふうにも思っています。

最後に観光はなかなか短期間では出来ないだろうと、当然ながら持続していかなきゃならないというところもあるので、なかなか成し得ない所ではあるんですけども、観光事業者の持続可能な尽力も当然ながら、先程町長が言っていたように必要不可欠だと思っております。そこに行政が支援する流れを作って観光振興の推進を続けていくということになると思うんですけども、その辺りの町長の最後、思いというか、最後何処まで行くんだろうということでも良いんですけども、その辺りもし構想があればお聞かせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

しっかり見せる、まずどういう計画が作られるのか、それによって事業展開していくのか、結果に結びついて最終的には、町民が実感できる観光客、正に観光客だよねというそういう実感ができるようなことになれば１番良いと思っています。それが最終的に地域の経済の活性化にもなりますし、稼ぐという認識の中でどう協力体制を取れるかというのは、町も全力でサポートしますし、また観光協会、またいろんな事業者が張り付いていますので、事業者と連携しながら如何に展開できるか、これが１番大事になってくるのかと思っています。

今議員言うように１５万人、１６万人、この数字何処までどうなのという全体の中での、松前のまでの観光入込数だとかいろいろカウント、道の駅にもカウントありますし、そうした数字に拘ることなく。自分とすれば観光、こうやって動いたその結果として皆さんが間違いなく観光客だなという認識をしてもらえるような、そんな町になるようにそのために今実証実験として道の駅も進められるだろうし、最終的には中心部に道の駅が出来るチャンスが絶対来るだろうと思っていますので、そのためにも財政力強化するという事も必要ですし、町民一丸となって理解してもらわないと、なかなか町の思いだけではそうした大事業出来ませんので、その辺も含めながら、これから着実に時間かかります当然、着実に実績を積み上げていくというのがこれから求められるところだと思いますので、そこはしっかり我々もサポートして継続できるような。そんな取組みになるように期待をしているところであります。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今若い人達のね、アイデア、そこをなんとか汲み上げていきながら、計画を立てて頂くという形、で期待したいという事であります。

それとですね、今現在道の駅もそうなんですけども、今現在お土産の売り場、昼食をとる飲食店が本当に町内極力少ない状況にあります。当然観光には欠かせないものだと思っております。道の駅、先程８番議員さんからもありましたけれども、やはり、道の駅が核となってという形にはなるのが１番ベストなのかなというふうに思うんですけども、なかなか今言われた通り、財政もありますし、いろいろな面で協議していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

昨年ですけどね、いろいろ町内回らせてもらった時期があります。その時にも町民の方達から道の駅はどうもやっぱり今の場所にあると利用しづらいと、町民が、それでやはり将来の集客できるような所、そういう所に移してもらったら良いんじゃないかという話もしてお

りましたので、ましてや先程出てました中学生、高校生議会でも出てました。その辺りを吟味しながら町民の皆さんと意見交換しながら、議会としても方向性を決めていかなきゃいけないのかなというふうにも思っております。

令和８年度以降、どう観光協会の方達と協議がどういうふうになっていくか見物なんですけども、その辺を期待しながらやっていきたいなと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。私の質問を終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

観光計画も令和７年度で終わりますし、町の総合計画も７年度で終了します。どう８次に総合計画にそうした課題を入れながら、計画を組むかという大事な作業になりますので、その中でまたいろいろ計画の中で審議あるだろうと思いますので、その中で長期的な知内の未来像を描きながらこうしたまちづくりをしましょうという提案になっていくだろうと思いますので、その時またいろいろ深い詰めの作業の中で議員さん達の意見を聞きながら、８年の先に向けた取り組みをしていきたいと思いますので、その時またいろいろご助言頂きますようお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

次に２番、花井泰子君。

◎　２　　番（花井泰子）

私は住宅リフォーム助成制度の創設について質問を致します。

町では空き家対策や地域材活用による移住・定住促進のための施策が展開されています。平成２８年にも同様の質問をしましたが、地域材活用助成事業制度を拡充した既存の住宅リフォーム制度を創設することで町民の住環境の向上と、地域経済の活性化が図られ、さらには町民の定住促進に繋がると思いますが町長の考えをお伺い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせて頂きます。既存住宅に対する「リフォーム支援制度の創設」に関するご質問ということでありますので、まずは当町におけるリフォーム支援について触れさせていただきます。

ご質問にあります地域材活用助成事業は、現在、ふるさと創生事業の「地域経済循環事業」として運用させていただいております。この事業は、既存住宅等における地域製品の活用と町内事業者による施工を条件にすることによって、地域への経済効果を創出しつつ、快適な住環境を確保していただくことを目的としております。

また、このほかにも、危険空き家の発生を抑制する目的で空き家を利活用する際のリフォーム支援も実施しているところでありますし、断熱性能の向上やＬＥＤ照明化などのゼロカーボンに資する改修への支援事業等も展開しているところであります。

これら支援制度は、平成３０年度以降に段階的に創設してきた支援事業でありますので、地域材活用助成事業を運用していた平成２８年当時と比較しますと、既に大幅な支援対象の拡充がされていると認識しております。

現在実施中の各種住宅支援制度は、地域経済の活性化や空き家の抑制、また、二酸化炭素の排出削減などの政策的な目的をもった中で実施しておりますので、既存の住宅にお住いの町民の皆様におかれましては、こうした目的をご理解していただきながら、ぜひ有効活用を図っていただきたいと考えております。

◎　議　　長（谷口康之）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

ありがとうございます。そうですね、今は様々な施策の展開があると私も承知しております。２０１３年に知内として初めて地域材を活用した地域材活用助成制度は始まり、私は２０１６年に当時の町長に地域材活用だけでないリフォームもあると質問を致しました。が、この制度で十分賄えるとそういう答弁でした。こういう経過がある中で今地域経済循環事業として、まず公道代等、それから内外装材、建具、造作家具、アスファルト等下限５万円、上限５０万円の支援として今取り組まれています。

今年になってから私の所にも２回程、アスファルトの関係で相談がありました。という事は、この事業が町民にとって還元されているというふうに思っています。更には地球温暖化よる環境破壊は今加速しておりますので、国を挙げてゼロカーボンの取組みがなされている中で、知内も２０２２年の３月にゼロカーボンシティの宣言をしています。そして、昨年からは本当に皆さんが沢山挑戦したと思うんですが、しりうちゼロカーボン推進事業としてまず６５歳以上の世帯に省エネエアコンの購入助成、それからＬＥＤ照明の取替、エコボイラーの取替、太陽光発電とそれから住宅用の断熱性能の向上とあるんですが、住宅用の断熱性能を上げるという事ですから、もしかしたら窓とか玄関の戸等の網戸とか内窓とかそういう物が対応になるのかなというふうに思っています。今述べてきたように助成割合はそれぞれ違いますけれども、多岐に渡っています。

町長、その中で町長が今町民が望むリフォームというのは、今私が述べました様々な施策の中で全部賄えるというふうに思いでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

施策それぞれ地域の経済推進、施策的な目的があって先程ゼロカーボンのお話もありましたけれども、そういう目的にそった施策をうっていく、地場材の木だとか、そうした木材を活用して頂きたいとかいろんな意味での助成にはそれぞれ目的があります。その目的のためにそれぞれ使いやすいように我々も工夫しているつもりでありますけれども、ただ今議員からご指摘のように、リフォーム全体、じゃあなんでもかんでもリフォームの中で対象になるかと言えば、そうではありません。あくまでも空き家を買って内部改装するだとか、そういう方面、あくまでも目的に沿った感じになります。ただ以前窓でしたか、今回断熱性の向上ということであれば、窓のリフォームも可能ですし、また玄関フードといったような活用もされておりますので、随分以前から見れば、幅が広がってきたと思っていますので、その中で工夫することが大切なのかなと思っています。ただ本当にリフォーム、それぞれの目的でありますけれども、リフォームとなればなかなか単体で使える物と使えない物っていうのが出てきますので、そうした意味でのリフォームの括り方の中で内部的にこれからもし検討余

地があるとすれば、中で工夫をしてどういう物を対象に出来るのかも含めて、これから議論させてもらえれば有難いと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

ありがとうございます。実はですね、前も質問の中に私が中に入っていないなと思ったのは、例えば６５歳以上の高齢者が世帯が全部いると水洗トイレの改修がかないますよね。ところがたまたま親の所に息子さん、娘さんが帰ってきてそのうちのトイレを直したいなという時には、助成にはならないんですね。今の制度の中では。

それからもう１つ、寒いお風呂です。少し小さくても良いからあったかいお風呂にしたいなというのも助成の対象には多分なっていないというふうに思いますが、これ間違えれば指摘して頂きたいんですが、この２つ例えば入っていないんですよね。それで私は助成率は低くても町民が願う、例えばさっき言ったようなトイレを直すとかお風呂を直すという、そういう事も含めたリフォーム条例を創設して頂きたいなというのがあるんです。さっきちょっと観光の事でもお話が出ました。知内は４千人を切った小さな町です。でも小さくても輝く自治体と私は見ているんですが、どうして町民に寄り添ったそういう施策を展開している町だというふうに思っています。例えば手厚い教育無償化とか一次産業にも手厚い支援をやっています。

ですから私はこの知内の定住人口をなんとか維持しながら、そして交流人口を増やす、誰もが安心して住めるそういう魅力ある町にしていきたいというふうに思っています。ですから、住んでいる私達が観光の分野には手を出せないかもしれないけれど、住んでいる私達が自分の家を少しでも手入れをして、他から来た人達にこの町は素晴らしいな、綺麗な町で皆さん出来るだけ手を入れているなというふうに思ってもらえるような町にしていきたいというふうに思っています。

ですから、さっき申し上げたみたいにリフォーム条例作って頂いて、ほとんど施策としてやっているんですけれども、さっきいったみたいなものも含めた条例にして頂ければ、国の温暖化対策のゼロカーボンシティの中のそういった施策とかもいろいろあるんですが、そういうばかりじゃなくて私達町民自らが皆に来てもらいたい、そういう町にしたいというようなそういう町にしていきたい。そういうふうに思っているんですが、町長は何かお考えありますでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

いろいろ答弁難しい所あるんですけども、今ヒートショックっていうんですか、温度差の中で風呂に入って中で亡くなる方も出ているという状況の中では、ゼロカーボンに資する断熱性の向上だとか、いろいろそこに結び付けられるような材料というのは、今出てきている、そうした高齢者の安心を考えれば、そうした取り組みも必要だというのは理解していますので、これからまたちょっと、先程も言いましたけれどもリフォーム全体、どう組み合わせてやりきれるのか、もう少しちょっと知恵を担当と議論しながら、またいろいろ策として良いアイデア出てきた時に提案をさせて頂ければなと、１つのきっかけとして我々も議論させて

頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

分かりました。本当に住みやすい町というか、例えば木古内町の泉沢って所ありますよね、札苅から芝桜が沢山植えていて、とても綺麗なんです。でも私はその芝桜よりも、実は泉沢を通った時の各家庭が自分の家の前を本当に綺麗に草を取って、ワァーなんだろうこの感じの良さわと思って、１回通って２回通って３回くらい通った時に、初めてああそういう事なんだと、町民がみんなでそういうふうにして住みやすい町にしていこうと、努力しているんだなというふうに思いました。ですから、知内は一次産業の町ですから、やはり農業、漁業、林業それを中心とした観光に展開していくというような考え方もあって良いんではないかというふうに思っています。

町長がこれから少し検討されるというお話でしたので、是非検討して頂きたいと思いまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開は１１時００分と致します。

（休憩　午前１０時４５分）

（再開　午前１１時００分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

令和７年第１回知内町議会定例会、上程議案の説明をさせて頂きます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和７年第１回知内町議会定例会にご出席頂きありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案２８件、同意３件であります。

議案第１号の令和６年度知内町一般会計補正予算（第１０号）については、歳入歳出それぞれ１億２，９６８万７千円を減額し、総額を６０億３，８５７万５千円とするものであります。補正の主な内容は、各課において事務事業で不用額と見込まれる額を減額するものであります。

議案第２号から議案第４号までは、知内町国民健康保険事業特別会計他２特別会計の令和６年度補正予算であります。事業費の確定見込みにより３特別会計合わせて１億１９６万２千円を減額し、総額を１１億５，３９２万９千円とするものであります。

議案第５号の令和６年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）については、年間給水量と業務の予定量の補正及び収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を補正するものであります。

議案第６号の令和６年度知内町下水道事業会計補正予算（第２号）については、年間業務の予定量の補正及び収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を補正するものであります。

議案第７号の知内町子育て世代等住宅の無償譲渡に関する条例等の制定については、本町における子育て世代等の移住及び定住を促進し、人口減少の抑制と地域活性化を図るため、町が所有する教員住宅等の空き家住宅を無償譲渡とするために定める条例であります。

議案第８号の刑法等の一部改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、刑法等の一部改正が本年６月１日より施行となることから、自由刑のうち懲役刑及び禁錮が廃止され、拘禁刑に単一化されるため本町の関係条例を一部改正するものであります。

議案第９号の知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等により当町に住民登録をしていない「住登外者宛名番号管理機能」を事務に追加するものであります。

議案第１０号の知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児介護休業法等の一部改正に伴い、育児又は介護に伴う職員の早出、遅出勤務に関する規定や職員の請求により、深夜勤務及び時間外勤務を制限する規定等を追加するものであります。

議案第１１号の職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の部分休業制度の拡充を目的とした関係法令が一部改正されてことに伴い、条文の引用箇所を改めるものであります。

議案第１２号の知内町職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和６年の人事院勧告を受けて本年４月１日から施行する給与及び手当の改正と寒冷地手当支給条例を改正するものであります。

議案第１３号の知内町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、令和６年度の事業で基金を全額繰入し、今後において基金積立の予定が無いことから条例を廃止するものであります。

議案第１４号の知内町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げる改正が主なものであります。

議案第１５号の知内町民体育館条例の一部改正については、旧湯ノ里小学校の体育館を第２町民体育館として管理するものであります。

議案第１６号の知内町民グラウンド管理運営に関する条例の一部改正については、旧湯ノ里小学校のグラウンドを第２町民グラウンドとして管理するものであります。

議案第１７号の知内町町内会館等管理運営条例の一部改正については、旧湯ノ里小学校校舎の一部を湯ノ里町内会館として管理・使用し、他の会館については位置・番地の整理をするものであります。

議案第１８号の知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業等において、連携施設の確保が著しく困難な場合の経過措置の延長及び基準が緩和となったことから、一部改正するものであります。

議案第１９号の知内町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、「知内町上水道」、「小谷石簡易水道」、「湯ノ里簡易水道」の３事業を１事業に統合し、「知内町簡易水道事業」へ事業変更する一部改正であります。

議案第２０号の知内町子ども・子育て支援事業計画の策定については、令和７年から令和１１年までの５ヶ年を計画期間とする第３期計画を策定するものであります。

議案第２１号から議案第２６号までは一般会計他３特別会計と、水道事業会計及び下水道事業会計の令和７年度予算であります。

議案第２１号の令和７年度知内町一般会計予算についてでありますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ令和６年度当初予算と比較して、６，０５０万円減の５６億１千万円と定めるものであります。主な事業としては、スポーツセンター長寿命化改修工事、サンナス橋架替工事等であります。

議案第２２号から第２４号までの３議案は、知内町国民健康保険事業特別会計、他２特別会計の令和７年度予算であります。３特別会計や合わせて予算の総額を歳入歳出それぞれ令和６年度当初予算と比較して２３０万４千円減額の１２億７９２万１千円と定めるものであります。

議案第２５号の令和７年度知内町水道事業会計予算についてでありますが、業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

議案第２６号の令和７年度知内町下水道事業会計予算についてでありますが、業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

議案第２７号の知内町木質資源貯蔵施設にかかる指定管理者の指定については、本年４月１日から５年間の指定管理者として知内町森林組合を指定致したく議会の議決を求めるものであります。

議案第２８号の町道路線の認定については路線番号１４１番とし、きらく９号線を町道路線として認定するものであります。

同意第１号、教育委員会教育長の選任、同意第２号及び第３号の教育委員会委員の選任については、会期中に同意案を提案致します。議案の内容につきましては、副町長、各担当課長の方から説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

●　議案第１号　令和６年度知内町一般会計補正予算（第１０号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第８、議案第１号、『令和６年度知内町一般会計補正予算（第１０号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

それでは、議案の３ページをお開き願います。

議案第１号、令和６年度知内町一般会計補正予算（第１０号）について。

令和６年度知内町一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億２，９６８万７千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６０億３，８５７万５千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

繰越明許費の補正です。第３条、繰越明許費の追加は、「第３表 繰越明許費補正」による。

慣例により歳出の方から説明しますので、５７ページをお開き願います。

１款１項１目議会費から１８４万８千円を減額し、４，３７１万５千円とするものです。

８節旅費、９節交際費、１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みにより減額するものです。

以下、決算見込みに対応した減額については、節の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いします。

次に５８ページから５９ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から３，９３９万４千円を減額し、９，５４５万８千円とするものです。

１２節委託料の総合行政システム標準化対応業務委託料では、国における標準仕様書の数回の改版がシステム開発に影響があったため、１部の事業が令和７年度実施になったことによる減額の他、１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによる減額、また令和７年４月からの北海道地方環境事務所への職員派遣に伴い、３月分、４月分の家賃等の前払いの為、１１節役務費で火災保険料、１３節使用料及び賃借料で住宅借上料を追加、１３節使用料及び賃借料で社会保障・税番号制度自治体中間サーバー利用負担金を追加するものです。

次に６０ページです。３目財産管理費から１，６７３万円を減額し、１億８，９８５万２千円とするものです。１０節需用費から１７節備品購入費まで決算見込みによるものです。

次に６１ページです。４目財政調整基金費に１億５，７１７万９千円を追加し、４億５，４９０万３千円とするものです。２４節積立金で、普通交付税再算定に伴う臨時財政対策債償還基金費分として追加交付があったものを減債基金に積立て、また寄附者の高齢者福祉に役立ててほしいとの意向により、寄附金を地域福祉基金に積立て、その他決算見込みによる歳出予算の不用額の増に伴い、財政調整基金と公共施設等整備基金に積立てするのが主な内容です。

次に６２ページです。６目企画総務費から５２２万６千円を減額し、２，５３６万７千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによるものです。

次に６３ページです。７目広報費から１３０万円を減額し、４０４万３千円とするものです。１２節委託料で広報誌外部検証事業について落札業者の辞退の為、事業困難と判断し、減額するものです。

次に６４ページです。８目交通安全対策費から１０万５千円を減額し、１８５万１千円とするものです。１節報酬で決算見込みによるものです。

次に６５ページです。９目環境対策費から１，７２５万円を減額し、６，０３０万２千円とするものです。１節報酬から２６節公課費まで決算見込みよるものです。

次に６６ページです。１０目地域会館管理費から４９万円を減額し、１，０５９万８千円とするものです。１１節役務費から１７節備品購入費まで決算見込みによるものです。

次に６７ページから６８ページです。１１目自治振興費から１，３３２万５千円を減額し、３億６，９８２万１千円とするものです。１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによるものです。

次に６９ページです。１２目職員厚生管理費から８５万７千円を減額し、１８２万４千円とするものです。１節報酬と１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによるものです。

次に７０ページです。１５目地域創生推進費から３０万円を減額し、７０２万２千円とするものです。１０節需用費と１２節委託料で決算見込みによるものです。

次に７１ページです。１６目新型コロナウイルス感染症対策費から１０万円を減額し、１０万円とするものです。１７節備品購入費で決算見込みによるものです。

次に７２ページです。２項徴税費、１目税務総務費から１２万７千円を減額し、７０万６千円とするものです。１節報酬と８節旅費で決算見込みによるものです。

次に７３ページです。２目賦課徴収費から１３万５千円を減額し、１，４７６万８千円とするものです。８節旅費、１１節役務費、１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによる減額と、１３節使用料及び賃借料でエルタックス利用料を追加するものです。

次に７４ページです。３項１目戸籍住民登録費から７万４千円を減額し、１，８０４万６千円とするものです。１２節委託料から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みのよるものです。

次に７５ページから７６ページです。４項選挙費、３目衆議院議員総選挙及び最高裁判所、裁判官国民審査費から１７６万６千円を減額し、７９１万７千円とするものです。１節報酬から１７節備品購入費まで決算見込みによる減額です。

次に７７ページです。５項統計調査費、１目人口農林商工教育統計調査費から５６万７千円を減額し、６６万３千円とするものです。１節報酬から１３節使用料及び賃借料まで決算見込みによるものです。

ページ跳びまして、１１２ページをお開き願います。９款１項１目消防費から８３０万７千円を減額し、２億８，８９１万５千円とするものです。１２節委託料と１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによるものです。

次に１１３ページです。２目災害対策費から１１４万７千円を減額し、１，４０５万１千円とするものです。３節職員手当等から１２節委託料まで決算見込みによるものです。

ページ跳びまして、１３１ページをお開き願います。１２款１項公債費、１目元金から２５万円を減額し、５億１，８０１万８千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に１３２ページです。２目利子に８７万円を追加し、１，９１６万５千円とするものです。起債借入の際の利率が当初の見込みを上回ったため、利子を追加するものです。

次に１３３ページです。１３款１項１目職員等給与費から２，７７４万円を減額し、７億２，４５５万円とするものです。１節報酬から４節共済費まで、決算見込みによるものです。

総務課関係は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

次に生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

続きまして生活福祉課関係の補正予算についてご説明致します。

議案の７８ページになります。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費から１，０１９万４千円を減額し、１億３，４９４万７千円とするもので、１０節需用費から１８節負担金補助及び交付金までは決算見込みによる減額、２７節繰出金につきましては国民健康保険特別会計への繰出金の額の確定に基づく減額です。

次に７９ページです。３目老人福祉費から２５９万９千円を減額し、１億９９６万１千円とするもので、７節報償費から１８節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによる減額と追加。２７節繰出金で後期高齢者医療特別会計の繰出金の額の確定に基づく減額です。

次に８０ページです。４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費から３２万９千円を減額し、２億１，０３４万７千円とするもので、１節報酬から８節旅費まで決算見込みによる減額と追加です。

次に８１ページです。５目介護保険費から１，２６２万７千円を減額し、７，９４９万４千円とするもので、２７節繰出金で介護保険特別会計への繰出金の額の確定に基づく減額です。

次に８２ページです。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費から１０万円を減額し、２，２４０万５千円とするものです。１１節役務費から１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによる減額です。

次に８３ページです。２目児童措置費に１，５４６万５千円を追加し、１億５，３５６万４千円とするもので１節報酬から７節報償費では決算見込みによる減額、１２節委託料については保育料の公定価格改定があり、令和６年４月に遡求して行われることになったことにより１，５９６万５千円を追加しております。

次に８４ページです。３項１目災害救助費で、２５万円を減額し５万円とするもので、１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによる減額です。

次に８５ページから８６ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費で１，１７７万１千円を減額し、３，９２２万８千円とするもので、７節報償費から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによる減額。１２節委託料では母子保健対策強化事業としてマイナンバー情報連携のための健康管理システムの改修が必要となったため４４万５千円を追加、２２節償還金利子及び割引料では令和５年度母子保健衛生国庫補助金の額の確定により不足が見込まれることから、１４万６千円を追加しております。

次に８７ページです。３目環境衛生費で４５万３千円を減額し、９４０万１千円とするもので、７節報償費から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによる減額です。

次に８８ページです。４目診療所費で１４万５千円を減額し、６２７万８千円とするものです。７節報償費から１１節役務費まで決算見込みによる減額、１７節備品購入費ではＡＥＤの故障により購入が必要になったため、３４万１千円を追加しております。

次に８９ページです。２項１目清掃費から２４８万６千円を減額し、１億５，９４７万２千円とするものです。１１節役務費から１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによる減額です。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

次に農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

続きまして農業水産振興課関係の補正予算の内容についてご説明致します。お手元の議案の通し番号の９０ページをお開き下さい。

６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費から報酬に係る国費の交付金が減額となったため財源更正を行っております。その為補正額については０円となっておりまして、予算額自体の変更はございません。

次に９１ページ目をご覧下さい。３目農業振興費から１５４万円を減額し、１億３，１２４万５千円とするもので、１２節委託料及び１８節負担金補助及び交付金では補助金の決算見込みによる減額となっております。その内、１８節負担金補助については畑地化促進事業補助金の不足が見込まれるため２千円を追加しているといった内容でございます。

続きまして議案の９２ページ目をご覧下さい。４目農地費から２４４万円を減額し、５４１万７千円とするもので、１０節需用費から１８節負担金補助及び交付金については決算見込みによる減額となっております。

続きまして次に９３ページをご覧下さい。６目農村活性化センター公園管理費でございますが、１２５万１千円を減額し、１，１０５万７千円とするものです。１０節需用費から１４節工事請負費まで決算見込みによる減額となっております。

次に９４ページ目をご覧下さい。７目知内ダム管理費から５５万５千円を減額し、１，５０１万６千円とするもので、１０節需用費から１２節委託料まで決算見込みによる減額となっております。

次に跳びまして、９８ページ目をご覧下さい。３項水産業費、１目水産業総務費でございますが、６９万７千円を減額し３１５万２千円とするもので、１３節使用料及び賃借料の決算見込みによる減額となっております。

続いて次に９９ページ目をご覧下さい。２目水産振興費から１，０４７万３千円を減額し、４，６２３万５千円とするもので、こちら１１節役務費から１８節負担金補助及び交付金の減額となっております。こちらにつきましては決算見込みによる減額及び主な要因としましては、今年度ホタテ養殖再生試験事業助成金を予算計上しましたが、稚貝及び中生貝の供給先でホタテのへい死が発生し、購入が困難となったことによる事業中止となりまして、こちらも減額の要因となっております。

次に１００ページ目をご覧下さい。５項地域産業担い手対策費、１目地域産業担い手対策事業費でございます。こちらにつきましては、９７８万４千円の減額で３，２５０万１千円とするもので、１目報酬から１８節負担金補助及び交付金については決算見込みによる減額となっております。

次に１０１ページ目をご覧下さい。２目地域産業担い手センター施設管理費から５１万円を減額し、１７１万３千円とするもので、１０節需用費が決算見込みによる減額と、１１節役務費につきましては通信費の不足も見込まれることから、１万円を追加するものでございます。

以上で農業水産振興課関係の補正予算の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

次に商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

続いて、商工林業振興課関係の予算を説明させていただきます。

議案９５ページをお開き下さい。６款農林水産業費、２項林業費、２目林業振興費から２６０万２千円を減額し、３，６９１万６千円とするものです。内容については８節旅費として不足が見込まれる額４万円を追加し、１０節需用費から１８節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによりそれぞれ減額するものです。

尚、１８節負担金補助及び交付金のハンター資格取得等助成金については、現在１名の方が取得に向けて手続きを進めている所ですが、資格取得完了が４月以降となる見込みから、令和６年で計上した助成金については減額させて頂き、新年度当初予算について同額を計上させて頂いております。

次に９６ページ目をご覧下さい。３目造林事業費から１，０８２万８千円を減額し、８，９６３万８千円とするものです。これは１０節需用費と１２節委託料で事業費の確定及び決算見込みによる減額です。

次に９７ページをご覧下さい。５目治山事業費から１０万円を減額し、１万６千円とするものです。１０節需用費の決算見込みによる減額でございます。

次に商工費関係となります。議案１０２ページをご覧下さい。７款１項商工費、２目商工振興費から５０４万７千円を減額し、３，１８４万円とするものです。８節旅費から１８節負担金補助及び交付金で事業費の確定及び決算見込みによる減額です。

次に１０３ページをご覧下さい。３目観光費から２２万６千円を減額し、５６８万２千円とするものです。１０節需用費の決算見込みによる減額です。

次に１０４ページ、５目物産管理費から４５万１千円を減額し、１，６５６万７千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に１０５ページ、６目健康保養センター管理費から２７万８千円を減額し、４，０５０万２千円とするものです。１３節使用料及び賃借料、１４節工事請負費の事業費の確定による減額です。

以上、商工林業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

次に建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

続きまして建設水道課関係の補正予算のご説明をさせて頂きます。

１０６ページになります。８款土木費、１項土木管理費、２目下水道整備費から５６３万４千円を減額し、１億３，０８０万５千円とするものです。これは、１８節負担金補助及び交付金の浄化槽設置費補助金で、当初５基分の補助金を計上しておりましたが、最終的に３基の申請となったため２４０万円の減額、また２７節繰出金で下水道事業会計への繰出金の確定により、３０８万円減額するものです。

１０７ページです。２項道路橋梁費、２目道路維持費から３１３万２千円を減額し、１億５，０９４万５千円とするものであります。これは１１節役務費と１４節工事請負費において工事請負費確定によるものです。

１０８ページです。３目橋梁維持費から１４２万２千円を減額し、１億９，４７３万３千円とするものです。これは１０節需用費から１３節使用料及び賃借料まで決算見込み及び事

業費確定によるものです。

１０９ページです。４目道路橋梁改良工事費から９０万１千円を減額し、７４８万３千円とするものです。これは１２節委託料で事業費の確定によるものです。

１１０ページです。３項河川海岸費、１目河川総務費から５９２万７千円を減額し、５，５９５万２千円とするものです。これは７節報償費から２１節保障補填及び賠償金まで事業費の確定による減額です。

１１１ページです。４項住宅費、１目住宅管理費から４７万６千円を減額し、８４５万９千円とするもので、これは１２節委託料で決算見込み及び事業費の確定による減額であります。

以上で建設水道課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

次に教育委員会事務局長。

◎　教育委員会事務局長（長谷川将之）

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。

１１４ページです。１０款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費から５万円を減額し、１６２万１千円とするものです。決算見込みによるものです。

次に１１５ページから１１６ページです。２目事務局費から５０３万７千円を減額し、１億１，０８３万５千円とするものです。１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによる減額と２４節積立金は基金利子の追加補正です。２０節貸付金につきましては、奨学資金の新規申込者がいなかったことから、不用額を減額するものです。

次に１１７ページです。３目学校給食センター費から４０１万５千円を減額し、９，８３９万円とするものです。決算見込み及び入札減による減額です。

次に１１８ページから１１９ページです。２項小学校費、１目学校管理費から８０２万８千円を減額し、８，３２３万４千円とするものです。決算見込み及び入札減による減額です。

次に１２０ページです。２目教育振興費から１１６万５千円を減額して、８４８万６千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に１２１ページです。３項中学校費、１目学校管理費から６２０万６千円を減額し、６，１１８万１千円とするものです。決算見込み及び入札減による減額です。

次に１２２ページです。２目教育振興費から２４万７千円を減額して、４５７万円とするものです。決算見込みによる減額です。

次にページが跳びまして、１２６ページです。５項社会教育費、１目社会教育総務費から３４５万１千円を減額し、９６７万円とするものです。決算見込みによる減額と８節旅費に社会教育委員の研修会参加旅費の追加となります。

次に１２７ページです。２目公民館費から４５９万７千円を減額し、４，６６３万８千円とするものです。決算見込みと入札減による減額、また１０節需用費に修理費の追加ですが、こちらは、経年劣化により公民館講堂及びロビーの壁材が剥がれ落ちる危険性のあることから補修をするものです。

次に１２８ページです。３目郷土資料館費から２５万円を減額し、３５２万７千円とするものです。決算見込みによる減額です。

次に１２９ページです。４目青少年交流センター管理費から２１０万円を減額し、５，５

６６万円とするものです。入札減による減額です。

次に１３０ページです。６項１目保健体育費から５８３万円を減額し、６，７７０万６千円とするものです。決算見込みと入札減による減額です。

以上で学校教育及び社会教育関係の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

次に知内高等学校事務局長。

◎　知内高等学校事務局長（高田正志）

高校関係です。１２３ページから１２４ページです。４項高等学校費、１目学校管理費から１，９３２万８千円を減額し、６億３７４万４千円とするものです。１０節需用費で光熱水費に不足が見込まれる額を追加、１４節工事請負費及び１７節備品購入費で事業確定による減額。その他決算見込みによる減額です。

次に１２５ページです。２目教育振興費から６３万１千円を減額し、６３０万６千円とするものです。７節報償費から１３節使用料及び賃借料まで決算見込みによる減額です。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入・地方債・繰越明許費の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

それでは、歳入について説明しますので、８ページをお開き願います。

１款町税、１項町民税、１目個人から１，５１２万７千円を減額し、１億３，１３２万７千円とするものです。個人住民税で令和６年度における定額減税に伴うものです。

次に９ページです。２目法人に２，５５０万円を追加し、５，５４７万７千円とするものです。主に法人税割の収入見込みによるものです。以下収入見込みによる補正については節の説明を省略させて頂きますので、よろしくお願い致します。

次に１０ページです。２項１目固定資産税に１，２００万円を追加し、４億８，６６１万２千円とするものです。償却資産の課税額の増によるものです。

次に１１ページです。３項軽自動車税、２目環境性能割から７０万円を減額し、６０万円とするものです。

次に１２ページです。４項１目たばこ税から１００万円を減額し、３，６６１万２千円とするものです。

次に１３ページです。６款１項１目法人事業税交付金に３６３万６千円を追加し、５６３万６千円とするものです。

次に１４ページです。８款１項１目環境性能割交付金に３７万３千円を追加し、２７７万３千円とするものです。

次に１５ページです。９款１項１目地方特例交付金に１，３１９万２千円を追加し、１，７１９万２千円とするものです。

次に１６ページです。１０款１項１目地方交付税に１億４，３００万２千円を追加し、２１億９，７３１万５千円とするものです。

次に１７ページです。１２款分担金及び負担金、１項負担金、２目民生費負担金から４０万円を減額し、２７８万７千円とするものです。

次に１８ページです。３目農林水産業費負担金から２２万４千円を減額し、１，４６８万７千円とするものです。

次に１９ページです。１３款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料から１万９千円を減額し、６万１千円とするものです。

次に２０ページです。２目農林水産業使用料から６９万７千円を減額し、２５０万３千円とするものです。

次に２１ページです。３目商工使用料から４５万円を減額し、１５万円とするものです。

次に２２ページです。５目教育使用料から２８８万８千円を減額し、１，５５７万４千円とするものです。

次に２３ページです。２項手数料、１目総務手数料から３０万円を減額し、１６２万６千円とするものです。

次に２４ページです。２目衛生手数料から２４万円を減額し、７０４万５千円とするものです。

次に２５ページです。１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金に１００万円を追加し、１億７，１６３万４千円とするものです。

次に２６ページです。２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金から１０万３千円を減額し、３，０８７万２千円とするものです。

次に２７ページです。２目教育費国庫補助金から４５万７千円を減額し、８４９万９千円とするものです。

次に２８ページです。３目民生費国庫補助金に５万６千円を追加し、１億７３４万９千円とするものです。

次に２９ページです。４目総務費国庫補助金に５４３万４千円を追加し、３，７３５万５千円とするものです。収入見込みによる減額のほか、総合行政システム標準化事業に対応したデジタル基盤改革支援補助金が追加交付、また歳出で説明しました社会保障・税番号制度自治体中間サーバー利用負担金分として、補助金を追加するものです。

次に３０ページです。５目衛生費国庫補助金に２２万円を追加し、１２２万１千円とするものです。

次に３１ページです。９目産業担い手対策費国庫補助金から２００万円を減額し、４５０万円とするものです。

次に３２ページです。３項委託金、１目総務費委託金から２８９万２千円を減額し、６９８万６千円とするものです。

次に３３ページです。１５款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金に９２万２千円を追加し、１億４３４万４千円とするものです。

次に３４ページです。２項道補助金、１目総務費道補助金から５０４万１千円を減額し、２，４５７万６千円とするものです。

次に３５ページです。２目民生費道補助金から３２万７千円を減額し、１，１１５万７千円とするものです。

次に３６ページです。３目農林水産業費道補助金から８５１万円を減額し、１億５，９１０万８千円とするものです。

次に３７ページです。４目教育費道補助金から２１万５千円を減額し、５，３７７万９千

円とするものです。

次に３８ページです。５目衛生費道補助金から５３万８千円を減額し、６１７万６千円とするものです。

次に３９ページです。６目電源立地地域対策交付金から４５万３千円を減額し、６４０万８千円とするものです。

次に４０ページです。７目商工費道補助金から９万９千円を減額し、０円とするものです。

次に４１ページです。３項委託金、１目総務費委託金から４５万６千円を減額し、７２４万４千円とするものです。

次に４２ページです。３目商工費委託金から９万１千円を減額し、４７万９千円とするものです。

次に４３ページです。４目土木費委託金から１０万円を減額し、１７３万８千円とするものです。

次に４４ページです。１６款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入から４７万６千円を減額し、１，８８６万８千円とするものです。

次に４５ページです。２目利子及び配当金に６３万５千円を追加し、１１３万９千円とするものです。株式配当金の追加が主なものです。

次に４６ページです。２項１目財産売払収入に２３５万５千円を追加し、１，２３５万５千円とするものです。町有林売払収入の増と公有財産売払収入として、車両更新された公用車の旧車両の売却代金の追加が主なものです。

次に４７ページです。１７款１項１目寄附金に１６０万円を追加し、５億１，５５６万円とするものです。

次に４８ページです。１８款繰入金、２項基金繰入金、１目積立金繰入金から２億２，６１０万７千円を減額し、２億３，１６４万１千円とするものです。

尚、歳出予算の減額及び歳入予算で普通交付税との増により、最終的に財政調整基金の収入予算は０円となっております。

次に４９ページです。２０款諸収入、４項受託事業収入、１目総務費受託事業収入から１０万円を減額し、４９０万円とするものです。

次に５０ページです。５項１目雑入に４７５万４千円を追加し、７，３９０万９千円とするものです。収入見込みによる減額のほか、渡島西部広域事務組合剰余還付金として北海道市町村職員退職手当組合からの事前納付金の精算還付の追加が主なものです。

次に５１ページです。２１款１項町債、１目臨時財政対策債から７５万６千円を減額し、６５４万４千円とするものです。

次に５２ページです。２目土木債から１，２６０万円を減額し、９，３５０万円とするものです。

次に５３ページです。３目教育債から３，３００万円を減額し、５億８，０２０万円とするものです。

次に５４ページです。４目消防債から６０万円を減額し、６５０万円とするものです。

次に５５ページです。７目林業債から５００万円を減額し、５００万円とするものです。

次に５６ページです。８目総務債から２，２４０万円を減額し、１億８，９１０万円とするものです。

次に６ページをお開き願います。地方債の補正です。変更で、臨時財政対策債から過疎対策事業債まで先程説明しました歳入、町債の補正について限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

次に７ページです。繰越明許費補正です。追加で、２款総務費、３項戸籍住民登録費の戸籍更新事業、４款衛生費、１項保健衛生費の健康管理システム改修事業、８款土木費、１項道路橋梁費のサンナス橋架替工事、９款１項消防費の知内消防署庁舎整備基本設計業務委託事業と、渡島西部広域事務組合負担金の消防広報車更新事業分を次年度に繰越するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎　議　　長（谷口康之）

審議中ではございますが、昼食のため暫時休憩致します。

再開は午後１時でございます。

（休憩　午前１１時５４分）

（再開　午後　１時００分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

最初に１款議会費。質疑ございませんか。

無いようですので、続いて、２款総務費。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

議案書の６１ページですね。積立金の関係で再生可能エネルギー農山漁村活性化基金の件でちょっとお聞きします。令和６年度当初、１，１４５万８千円、今回の２万４千円追加になっています。合計で１，１４８万２千円となります。その他にですね、固定資産税だとか法人税だとか、そういうものでどのくらいの収入があるのかお教え下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

税務会計課長。

◎　税務会計課長（佐藤辰治）

私の方から太陽光にかかる固定資産税、６年度課税実績で４，５００万円程となっております。法人町民税の方は管理委託という事で事業所自体はもうありませんので、法人町民税の方はかかっておりません。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

基金の積立ての部分、それが売電収入の一部という事で毎出４００万円、今大体なのかな、固定資産税の部分で、まだ確定していないかと思いますけれども、４，５００万円程あるので５，６００万円程のメガソーラーで効果が出ているということで理解してよろしいでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

税務会計課長。

◎　税務会計課長（佐藤辰治）

その通りです。

◎　６　　番（山田顕人）

わかりました。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

無いようですので、続いて３款民生費。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

議案書の７８ページです。負担金補助及び交付金のところで低所得世帯支援金の部分で、町内のね、低所得世帯の世帯数というのか、この当り当初から大体調べてたのかなというふうに思いますけれども、結構な額７５５万円が減額になっているということであります。この辺の理由をお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今回の低所得世帯支援給付金については新たな住民非課税世帯ですので、この新たなっていう所が転入者とかが含まれてきます。この予算算定をする段階では転入者の前年度の所得状況が確認できなかったので、概算で算出するしかなかったんですが、転入前の自治体に照会をかけた結果、対象外となった世帯が６６世帯いたということで、この金額の減額になっています。以上です。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

無いようですので、４款衛生費に移ります。

質疑ございませんか。無いようですので、続いて６款農業水産業費に移ります。

質疑ございませんか。

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

９番、木村です。１００ページ、今、現在地域おこし協力隊員っていうのは、現在知内町で何名いますか。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

ご説明致します。令和６年度におきましては５名の体制で独立就農なり、将来農業の関係に携わる目的で活躍されておりまして、その内１名が今年の２月からですね、新規就農という事で独立しました。今後の予定なんですけど、令和７年度から新たにですね、２名の方を地域おこし協力隊のインターンで受入れすることになりますので、令和７年度においては６

名の体制で今動いていく予定となっております。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

地域おこし協力隊員、今これから６名になると。その人達の住居だとかはどうなっている。個人で探すの、住む所は。それとも町が選出してやっているのか、なんかいろんな話を聞けば、１軒家借りるのに家賃が高すぎて、２人で住んでいるとか、そういう話もちらほら聞こえてくるんだども、その辺の住居等はどういうふうになっている。協力隊員がこっちにきてやってけるって言うなら話は分かるけれども、受け入れ体制さ、隊員自ら住む所を探せということになっているのか。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

ご説明致します。うちの担い手の対応としましては、昨年の第１回定例会でも提案させて頂いたように、当町にあります担い手センターにおいては、３年間ですね、最長滞在できると、その期間にですね、ある程度退去後の調整については、相談受けた場合は当然うちの方で空き家の斡旋なり公営住宅の入居の調整はとりますけれども、家賃の支援の体制までというのは現実うちの方ではまだ支援体制というのはありませんので、やっぱりそれは個別の対応になるのかなと思います。今の現状は、あくまでもそういう形で対応しております。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

地域おこし協力隊の受入れ体制は担い手センターで、研修している間はある程度、１年だえな。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

基本は３年間。

◎　９　　番（木村　一）

その後例えば新規就農しなかった場合は、そこから出て下さいと、自分で住む所を探して下さいと、それで駄目だったら他に行って下さいという形になるんだべな。

それで地域おこし協力隊来て頂いて、意欲を持ってきてもらっているんだから、もう少し空き家だとかその辺のことを町でそういうのを利用して、新規就農のために貸し出すとか、そういう考えはどうですかね。今のところ発想はありませんか。

それで、さっき言った古い空き家をそのまま借りても家主さんがとんでもなく家賃が高いらしいんだな。それでシェアハウスで、２人１組で住んでいるという所もあるし、とてもじゃないが払いきれないからって。そういう現実もあるらしいんです。

◎　議　　長（谷口康之）

ちょっとお待ち下さい。

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

今、課長の方からね、その住居の関係でこの制度にはその人の住居の部分に関して補助金

があるんだよね、例えば空き家改修に大きくのっているわけだ。何故こういう制度を利用しないのか。別に安いとか高いとか２人で住むとか、担い手センターだって何組住める。１組か２組しかないんですよ。こういう制度に何故有効に使えないのか。

◎　議　　長（谷口康之）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（三原知明）

ご説明します。ちょっと整理させて頂くと、地域おこし協力隊については３年間、今うちの町では独立就農に向けた農業研修という形で、町の会計年度職員になって研修を受けて頂くと。その期間については担い手センターを活用して頂くという流れになっています。

１番議員仰るようにその期間に係る経費は、年間最大５２０万円までは、特別交付税で措置されると、それは給与だとかその他経費も含めてという制度になっていますので、それはしっかりと活用させて頂いていると思っています。

９番議員仰ったのは、恐らく地域おこし協力隊とまた別なケースだと思いますけれども、地域おこしではなくて、農家で従業員として働く方とかのケースだと思います。そういった場合でも地域おこしではないですけれども、担い手センターの建物の趣旨としては入って頂くことは基本的には可能です。ただ無理強いするわけではありませんけれども、担い手センターに入って頂ければ、１万５千円から２万円という光熱水費も入れた比較的安価な家賃で住んで頂けるのかなと思いますので、まずはそこをしっかり活用して頂くという部分と、地域おこし協力隊３年間で独立就農する際には、町や農協のも関与しながら既存の農家住宅ですとか、そういったものをどう活用出来るか、居抜きのような形で活用させてもらえるかというのは関係者が連携した中で可能な限りの調整はしているというふうに認識をしています。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

可能な限り連携してやっているという答弁でございますけれども、なんかそういうふうなふうには聞こえてこねぇんだえな。農協なんてそんなに関与してるのか。

行政はその辺シビアにやってくれてると思うんだども、農協はそこまで連携してなかなかやっているような雰囲気に見えねんだども、新規就農すれば生産物を販売できるから農協は大喜びだけれども、そもそも生産する農業者の事をもう少し地域に根差した形でいくのであれば、将来的に町が独自にそういう所を探して、リフォームして貸し出すとか、そういうふうなことは可能なんだか。

空き家対策と声高々に叫んでいるけども、あとは所有者任せという話、最終的にはそういうふうになってまってるけども、どうやって有効利用していくか最終的には考えていかねばないべし、その辺の事も若干頭に入れて、これからの空き家対策に合わせてそういう人もいるんだから、町としてもう少しいろんな方向でそっちの方も考えてもらえればと思いますけれども。答弁はいいですよ。考えて頂けたら有難いと思います。やるかやらないかは別問題。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

政策調整課長。

◎　政策調整課長（三原知明）

ご説明します。今、町が動いている空き家対策というのは、金銭的な支援として空き家の購入だったり、リフォームだったりっていうのを５０％、金額で言うと上限２００万円まで支援するという制度をやらせて頂いているのと、北海道空き家バンクという情報発信する登録制度なんですけども、それを活用した空き家のマッチング、空き家対策としては動いています。

９番議員仰る地域おこしだとか、法人従業員だとかの対策についてというのは、現時点ではちょっとはっきりしたものというのは、ふるさと創生でやっている社宅整備ですとか、法人がアパートを借りて従業員を居住させる場合の支援ですとか、そういった形は既存でありますけれども、より充実させるためにどうすれば良いかっていうのは、ちょっと今お答えし兼ねるので、そこは受け止めさせて頂いて検討させて頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

基本的には空き家を町が利用するというか、荒廃を防ぐために町が買い上げてリフォームして貸し出すという、そういう取組みをしている町村もありますので、そうしたことが必要になればまた検討材料になってくるのかなという気がしています。ただ今の現状、空き家対策としていろいろ制度を活用して改修だとか買い入れだとか、そういう制度を活用して知内町の場合は上手く回転しているのかなと思っていますので、そういう要請があるんであれば、突っ込んだ制度の改正という新たな改正が必要だろうと思っていますけれども、現状であれば担い手も使える状況にあれば、上手く話し合いの中で活用して頂ければ落ち着くのかなと思っていますので、そこはどうぞご理解頂ければ有難いと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

地域担い手関係については予算の時にまたじっくりと別な観点からやらさせて頂きます。

ただ今町長が言ったみたいにですね、希望があればとかそういう事ではなくて、町が誰が来てもいつでもこの施設は使えるというそういう施策を組んでいかなかったら、来たらやるんじゃなくて、うちでこういう施設があるからどうぞ来て下さいという考え方変えていかなきゃ、これ予算でやります。以上、答弁いりません。

◎　議　　長（谷口康之）

次、質疑ございませんか。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

議案書の９９ページですね。先程、ホタテ養殖再生試験事業の６２５万６千円、当初予算から見ると全額減額になっていると、それは買い先の所が貝がへい死してしまって買えなかったということでありました。その上の沿岸資源増大対策事業助成金、これに関しても当初予算３２４万円に対して３０２万４千円減額になっています。ほぼほぼ減額になっています。これはアワビだとかナマコの菌だったかな、その辺の助成だと思うんですけども、それは何

故大幅に減額になったのか理由をお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

ご説明致します。すみません、先程のですね、ちょっと私の説明不足でございましたが、この沿岸資源増大対策事業のこちらもですね、大幅な減額になった要因といいますと、ナマコのですね、一応こちらも実は栽培公社より例年稚貝と言いますかそれを購入しておりまして、今回実は栽培公社の方でもナマコの養殖の方をですね、へい死が発生してしまいまして、それが思うようにですね、今回計画通り導入は出来なかったということがございました。ですからホタテと同じような形なんですけど、全部ではないんですが僅かなんですけど、実績として購入できる数がですね、ちょっと極端に少なかったということで実績が少なくなってしまったということで大幅にこれも減額になっております。

アワビについては令和６年度の予定ではナマコのみの予定でした。この事業の中では。今年度はアワビの導入予定はありませんでした。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今、へい死しているという事で来年度の方でもこれは計画するつもりはあるのか無いのかその辺お聞きしますけども。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

令和７年度のこれに関しても予定事業として予算を計上して予定しております。

◎　６　　番（山田顕人）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

同じ質問なんですが、このナマコがへい死をしてほんの一部しか買えなかったと、ほとんど３２０万円減額してしまったわけだ。このナマコの栽培公社以外から買う事出来ないの。ここだけしか買えないの。これはどうなの。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長補佐。

◎　農業水産振興課長補佐（沖津優也）

ご説明いたします。ナマコについてはですね、栽培公社以外からも購入は可能です。ただこれは漁協の判断にもなりますけれども、正しい正式なルートから購入しないとですね、どこの原産のナマコか分からないところだったり、元来から知内の海にいない種類のナマコが入ってくるということによって、海洋環境に影響を与える可能性もございますので、漁協の判断で栽培公社からのみの購入となっております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

よろしいですか。
農業水産業費の質疑ございませんか。
無いようですので、続いて７款商工費に移ります。
質疑ございませんか。
無いようですので、続いて８款土木費に移ります。
質疑ございませんか。
無いようですので、続いて９款消防費に移ります。
質疑ございませんか。
無いようですので、続いて１０款教育費に移ります。
質疑ございませんでしょうか。
質疑が無いようですので、続いて１２款公債費に移ります。
質疑ございませんか。
無いようですので、続いて１３款職員等給与費に移ります。
質疑ございませんか。
質疑が無いようですから、歳出の質疑を終わりまして、歳入・地方債・繰越明許費の一括質疑を行います。
６番山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

議案書の１８ページ、農地造成地受益者負担金の滞納繰越分ということで、２２万６千円追加になっております。令和６年度の滞納だと思いますけれども、回収する見込みというものはあるんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

ご説明致します。今回のですね、補正につきましてはもう既にですね、一応滞納繰越分は既に完納となっております。
ですから、現時点でこの令和５年度から６年度にかけて滞納繰越分の未納はございません。

◎　議　　長（谷口康之）

６番山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

農家さんもね、段々高齢化になってきております。それで今後このような滞納がちょくちょく出てくる可能性もあるのかなと思うんですけども、その辺の見通しは如何ですか。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

今後の見通しに対しましては、ご説明は出来ませんが、令和１２年度まで一応の農地造成の償還期間があります。ですから残り６年間ありますが、これに対しましては毎年納付書を発付しまして納付の状況に基づいて、例えば未納となっている場合はやはりそれは町の町税条例の基づいて折衝を行いまして納付督励にですね対応していくということで、特別の対応になってきます。そういうことで順次ですね、対応していくことで考えております。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

国営土地改良事業の農地造成受益者負担金につきましては、受益者からですね、この償還分の負担金を集めて、町の負担分と合わせて国に毎年払っております。農家の高齢化ということも確かに懸念されたんですけど、実際のところ所有者の中でも農家以外の方もおりますし、やはりそれは個々の事情もあるかもしれませんが法的にこれは国から町の方に毎年請求が来るものでございますから、ですからやっぱり法に基づいた手続きで順次ですね、適宜進めていく予定で対応は考えております。

◎　議　　長（谷口康之）

６番山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

その辺はね、徴収的にはしっかりやって頂きたいなと思いますし、もし不納欠損が出るようなことがあればやはり農家さん以外の町民の皆さんに迷惑がかかるということになりますので、その辺厳しくやって頂ければと思います。答弁いりません。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第２号　令和６年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第９、議案第２号、『令和６年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

議案第２号、令和６年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について。

令和６年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，８０８万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２，９５５万４千円とする。

２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案１４３ページをご覧下さい。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から２６万８千円を減額し、２７１万６千円とするもので、８節旅費及び１０節需用費まで決算見込みによる減額です。

次に１４４ページです。２項徴税費、１目賦課徴収費から１０８万４千円を減額し、４７１万１千円とするもので、８節旅費から２６節公課費は決算見込みによる減額です。

次に１４５ページです。３項１目運営協議会費から７万４千円を減額し、９万円とするもので決算見込みによる減額です。

次に１４６ページです。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者給付費から５，６００万円を減額し、３億４００万円とするもので給付見込みによる減額です。

次に１４７ページです。３目一般被保険者療養費から２５０万円を減額し、１５０万円とするもので給付見込みによる減額です。

次に１４８ページです。５目審査支払手数料から１０万円を減額し、９０万円とするもので決算見込みによる減額です。

次に１４９ページです。２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費から４５０万円を減額し、４，７００万円とするもので給付見込みによる減額です。

次に１５０ページです。５項葬祭諸費、１目葬祭費から２４万円を減額し、２１万円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１５１ページです。６款保険事業費、１項１目特定健康診査等事業費から８２万円を減額し、３２１万２千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１５２ページです。２項１目保健事業費から２０７万９千円を減額し、９３９万７千円とするもので決算見込みによる減額です。

次に１５３ページです。７款１項１目基金積立金から４１万５千円を減額し、５９６万２千円とするもので決算見込みによる減額です。

次に歳入についてご説明しますので、１３７ページにお戻り下さい。１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税に６７万円を追加し、１億３１１万９千円とするもので、１節医療給付費分現年課税分から６節介護納付金分滞納繰越分まで収入見込みにより減額と追加です。

次に１３８ページです。３款道支出金、１項道負担金、１目保険給付費等交付金から６，３３４万円を減額し、３億７，２０２万３千円とするもので、１節保険給付費等交付金（普通交付金）で保険給付費の給付見込みの減額に対応するものです。

次に１３９ページです。４款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金に１万１千円を追加し、２万７千円とするもので１節利子及び配当金で基金積立金利子の追加に対応するものです。

次に１４０ページです。５款繰入金、１項１目一般会計繰入金から９３万７千円を減額し、２，６９５万円とするもので、１節保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）から５節財政安定化支援事業繰入金まで額の確定による減額と追加によるものです。

次に１４１ページです。２項１目基金繰入金から２３８万８千円を減額し、２，２２５万９千円とするもので、１節基金繰入金で保険事業費等の決算見込みによる減額に対応するものです。

次に１４２ページです。６款１項１目繰越金から２０９万６千円を減額し、４４７万３千円とするもので、１節繰越金で決算見込みによる減額です。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第３号　令和６年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１０、議案第３号、『令和６年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

議案第３号、令和６年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について。

令和６年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３３万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，２４７万１千円とする。

２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので議案１５８ページをご覧下さい。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に１３４万２千円を追加し５５９万２千円とするもので、１２節委託料で決

算見込みによる追加です。

次に１５９ページです。２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金から２６８万円を減額し、８，５１６万円とするもので、１８節負担金補助及び交付金で、保険基盤安定負担金の額の確定による減額です。

次に歳入についてご説明しますので、１５７ページにお戻り下さい。３款繰入金、１項１目一般会計繰入金から１３３万円８千円を減額し、３，２４５万１千円とするもので、１節事務費繰入金に受託事業の収入見込みによる追加、２節保険基盤安定繰入金で保険基盤安定負担金の額の確定に対応するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第４号　令和６年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１１、議案第４号、『令和６年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

議案第４号、令和６年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について。

令和６年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，２５４万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３，１９０万４千円とする。

２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので議案１７９ページをご覧下さい。１款総務費、１項総務管理費、

１目一般管理費から１０万円を減額、２１８万５千円とするもので１０節需用費で決算見込みによる減額です。

次に１８０ページです。３項介護認定審査会費、２目認定審査費から４３万円を減額し、１５６万３千円とするもので、１１節役務費から１２節委託料まで決算見込みによる減額です。

次に１８１ページです。２款１項保険給付費、１目介護サービス等給付費から３千万円を減額し、４億１，８７３万６千円とするもので１８節負担金補助及び交付金で給付見込みによる減額です。

次に１８２ページです。２項１目高額介護サービス等給付費から１８０万円を減額し、９４０万円とするもので１８節負担金補助及び交付金で給付見込みによる減額です。

次に１８３ページです。２目高額合算介護サービス等給付費は補正はありませんが、国・道からの補助金の実績見込みによる財源内訳の変更です。

次に１８４ページです。３項その他諸費、１目審査支払手数料から７万円を減額し、３３万円とするもので、１１節役務費で決算見込みによる減額です。

次に１８５ページです。３款１項基金積立金、１目介護保険事業基金積立金に２万円を追加し、３万１千円とするもので、２４節積立金で決算見込みによる追加です。

次に１８６ページです。４款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費に１６万３千円を追加し、２，５２６万７千円とするもので３節職員手当等から１８節負担金補助及び交付金で決算見込みによる追加です。

次に１８７ページです。２目介護予防ケアマネジメント事業費から、３０万円を減額し１６４万４千円とするもので、１２節委託料で決算見込みによる減額です。

次に１８８ページです。２項１目一般介護予防事業費は財源内訳の変更によるものです。

次に１８９ページです。３項包括的支援事業費・任意事業費、１目包括的支援事業費は、こちらも財源内訳の変更です。

次に１９０ページです。２目任意事業費は、こちらも財源内訳の変更になっています。

次に１９１ページです。３目生活支援体制整備事業費から２万７千円を減額し、１，３５７万１千円とするもので、１節報酬から８節旅費まで決算見込みによる減額と追加です。

次に１９２ページです。４目認知症総合支援事業費は財源内容内訳の変更になっています。

次に１９３ページです。５目在宅医療介護連携推進事業はこちらも財源内訳の変更です。

次に歳入についてご説明しますので、１６３ページにお戻り下さい。１款保険料、１項会議保険料、１目第１号被保険者保険料に４２０万２千円を追加し、９，４９０万９千円とするもので、１節現年度分保険料で収入見込みによる追加です。

次に１６４ページです。３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金から３３４万２千円を減額し、７，６３０万円とするもので１節現年度分で介護サービス事業の実績見込みによる減額です。

次に１６５ページです。２項国庫補助金、１目調整交付金に４０万７千円を追加し、３，０４５万８千円とするもので、１節現年度分調整交付金で、地域支援事業の実績見込みによる追加です。

次に１６６ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金から１０６万４千円を減額し、４０８万８千円とするもので、１節現年度分で介護予防事業の実績見込みによる減

額です。

次に１６７ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から８２万８千円を減額し、７２７万３千円とするもので、包括的支援事業・任意事業の実績見込みによる減額です。

次に１６８ページです。４款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金から１，０７７万３千円を減額し、１億１，４０５万７千円とするもので１節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

次に１６９ページです。２目地域支援事業交付金から２４万２千円を減額し、５３２万２千円とするもので、１節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

次に１７０ページです。５款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金から５４万５千円を減額し、７，００７万円とするもので、１節現年度分で負担金の実績見込みによる減額です。

次に１７１ページです。２項道補助金、１目地域支援事業（介護予防事業）交付金から２万２千円を減額し、２５５万４千円とするもので、１節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

次に１７２ページです。２目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から４万４千円を減額し、４００万５千円とするもので１節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

次に１７３ページです。６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金に２万円を追加し、３万１千円とするもので、１節利子及び配当金で基金積立金利子の追加に対応するものです。

次に１７４ページです。７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金から６万２千円を減額し、５，７７２万９千円とするもので、１節現年度分で負担金の実績見込みによる減額です。

次に１７５ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金に４７万７千円を追加し、３０５万３千円とするもので、１節現年度分で交付金の実績見込みによる追加です。

次に１７６ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から５４万３千円を減額し、３５０万６千円とするもので、１節現年度分で交付金の実績見込みによる減額です。

次に１７７ページです。４目その他一般会計繰入金から１，２４９万９千円を減額し、５７９万５千円とするもので、１節事務費繰入金で実績見込みによる減額です。

次に１７８ページです。２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金から７６８万６千円を減額し、２，１８２万８千円とするもので１節介護保険事業基金繰入金で実績見込みによる減額です。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

今、議案第４号、知内町介護保険特別会計補正予算の第４号について、第１条の金額に誤りがありますので訂正したいと思います。

歳入歳出それぞれ３，２５４万４千円という事で千円抜けていますので、あとで差し替えをさせて頂きますのでよろしくお願い致します。申し訳ありませんでした。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

２番、花井君。

◎　２　　番（花井泰子）

１点だけお聞きしたいんですが、今、国のお金が凄く少なくなっているという事で、もしかしたら令和６年度から訪問介護事業の単価が下がっているはずなんですが、その関係もあるんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。給付費が減額になっている点だと思うんですが、当初第９期計画で見込んでいた給付費に対して今回減額になっている理由は、想像していたよりも介護の認定が増えなかったということ大きな要因だと思っています。それが１番大きいと思います。

あとですね、在宅で生活している介護の認定者も年々減ってきていまして、在宅じゃなく施設で過ごす方が少しずつ割合が増えている状況にあります。そのせいではないかと分析しています。

◎　２　　番（花井泰子）

一応分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

９番、木村です。１８１ページ、介護サービス等給付費、３千万円の減額ということは健康な高齢者が増えたってこと、介護サービスを受けなくていいってこと。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。先程の２番議員さんの質問とも被ってくるところがあるんですが、計画の段階では介護の認定を受ける人も増えるかなと思っていたんですが、介護の認定率は２０％を超えず、未だ１９．５％とかそのくらいで維持しています。これは元気な高齢者が元気に過ごしているという状況で町の方で目指しているのは元気な高齢者がもっと増えれば良いなという思いで介護予防事業を取り組んでいます。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

大体説明は分かりました。それで介護認定者の要介護３、受けれると思って行ったが要介護３に満たなかったという人がかなりいると思うんですけども、それでこれだけの減額幅が出たというような、健康な人ってことは、健康だから要介護認定受けれなかったという話になってくる。それだけ予算の組んだども、これは良い事なんだよな。それで高齢者の検診が起用していると思うんだども、その辺の考え方は、ただ元気なだけでそれだけではないと思うんだけども、その要因は何処までどうなってるかちょっとお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。きちんと答えになっているか分かりませんが、介護認定に関しては全国共通の介護認定調査と医師の意見書という基に審査会にかけられて介護度が決まりますので、あとはですね、この人は介護３にならないだろうから、介護認定を受けないというふうにはならないように、出来るだけ町の方で高齢者の日常生活調査っていうのを在宅の７５歳以上の方全員に回っているんですが、必要な方が必要な介護を直ぐ受けられるように調査の中でも認定は進めている所ですので、制限しているということはありません。

高齢者の検診に関してなんですが、こちらの方は年々受ける方が増えていまして、実は道の中でも受診率、うちの町は高くて上位から２０位くらいのところをずっといるというところで、検診を受けることで元気を保つ健康の入口だと思っていますので、今後も検診を進めながら介護予防事業でいろんな教室を実施して、認定率を上げない、認定率が上がらないということは給付費も制限されるということで、元気な高齢者が増えるよう目指して行きたいと思っています。

◎　９　　番（木村　一）

分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

すみません、関連だと思うんですけども、今検診とか受ける人もいるのでそうなっているって言いますけれども、私達町民から見ますとね、保健センターとかそういう所で凄く健康教室、私も花井さんも出させて頂くこともあったんですけども、そういう教室が凄く功を奏していると思うんですよね。その中で冬場は結構受ける方がいらっしゃるように見受けられますけれども、なんとか年間受講する方、それから女性の方は多いんですけれども男性の方も気軽にそういう教室に通えるようなそういう周知徹底と呼び込みと、目玉になるような、今ゴミ袋をもらえるってことも喜びの中の１つにあるんですけれども、何か本当にね男性も女性もこぞって行って、元気な町づくりというものを官民両方で目指していったらもっとこういう介護に係るお金とか良いんでないかなと思うので、今も頑張ってますけれどもう少し頑張ってもらいたいなと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今、保健センター、地域包括支援センターで様々な介護予防に関する教室だとか検診を実施しています。冬場が参加者が多いというのは、元気な高齢者、夏場うちの町は畑仕事をする方が多くてですね、夏場も年間通して同じように教室は実施しているんですが、やっぱりそういう畑仕事とか趣味ですとか、あとお仕事をしている高齢者も実は増えています。そういった関係で冬場に参加が多いという状況はあります。男性の教室への参加はなかなか呼び掛けているんですが少なくて、男性が来やすいような教室なども企画はしているんですが、なかなか実現に、コロナの関係もあって至らなかったということもあります。ただ検診に関しては男性の方の受診もかなり多い状況になっています。

ゴミ袋のマイレージ事業という事業を通しまして、継続的にこちらの方参加してこられる方が多く、その辺も健康に繋がっているのかなというふうに思っております。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。

再開は２時２０分です。よろしくお願いします。

（休憩　午後２時０６分）

（休憩　午後２時２０分）

◎　議　　長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開します。

●　議案第５号　令和６年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１２、議案第５号、『令和６年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

議案の１９４ページをお開き願います。

議案第５号、令和６年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について。

総則。第１条、令和６年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

業務量の予定量。第２条、令和６年度知内町水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（１）給水戸数を４３戸減らし、１，９６９戸。

（２）年間総給水量を１５，２１８m^3減らし、７１１，９７４m^3とするものです。これは、主に大口利用者であります北海道電力知内発電所と三洋食品株式会社の使用料の減少によるものです。

（３）１日平均給水量を４１m^3減らし、１，９５１m^3。

（４）主要な建設改良事業については、事業費の確定及び決算見込みにより、営業設備費で１００万円を減額し、９４０万４千円。消火栓設置費で３８万円減額し、２３１万円とするものです。

収益的収入及び支出。第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入です。１款水道事業収益、１項営業収益を３２０万円減額し、１億２，８４３万４千円とするものです。

続いて１９５ページになります。支出です。１款水道事業費用、１項営業費用を２６７万３千円減額し、１億５，７８９万５千円とするものです。

続いて資本的収入及び支出になります。

第４条、予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額２，１２０万円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額１１９万円、減債積立金１，３８４万５千円、過年度分損益勘定留保資金６１６万５千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２，０２０万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１１９万円、減債積立金１，３８４万５千円、過年度分損益勘定留保資金５１６万５千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。

収入です。１款資本的収入、２項工事負担金を３８万円減額、５３５万９千円とするものです。

支出です。１款資本的支出、１項建設改良費を１３８万円減額し、２，５５５万９千円とするものです。

続きまして１９６ページです。令和６年度知内町水道事業会計補正予算実施計画内訳書になります。

最初に収益的収入です。１款水道事業収益合計で３２０万円を減額し、１億２，８４３万４千円とするもので、これは１項営業収益、１目給水収益、１節水道料金の有収水量減少に伴う減額になります。

次に収益的支出です。１款水道事業費用合計で２６７万３千円を減額し、１億５，７８９万５千円とするもので、これは１項営業費用、１目原水及び浄水費、８節動力費の各浄水場の電気料の精算による減額、また３目総係費、１１節委託料で事業費確定による減額が主なものです。

続きまして１９７ページになります。資本的収入になります。１款資本的収入合計で３８

万円減額し、５３５万９千円とするもので、これは２項１目１節工事負担金において事業費確定により減額するものであります。

資本的支出です。１款資本的支出合計で１３８万円減額し、２，５５５万９千円とするもので、これは１項建設改良費、１目営業設備費から２目消火栓設置費まで、各事業費確定による減額になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第６号　令和６年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１３、議案第６号、『令和６年度知内町下水道事業会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（澤田浩一）

続きまして１９８ページをお開き願います。

議案第６号、令和６年度知内町下水道事業会計補正予算（第２号）について。

総則。第１条、令和６年度知内町下水道事業会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

業務量の予定量。第２条、令和６年度知内町下水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（１）接続戸数を４戸減らし、１，１０５戸。

（２）年間有収水量を６，９２８m^3減らし、２６２，２６４m^3とするものです。これの主な要因と致しましては、大口利用者であります三洋食品株式会社の使用料の減少によるものです。

（３）１日平均有収水量を１９m^3減らし、７１９m^3。

（４）主要な建設改良事業については、事業費の確定及び決算見込みにより、マンホールポンプ費建設改良費で８１２万円を減額し、１，５８８万円とするものです。

収益的収入及び支出です。第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次の通り補正する。

収入です。１款下水道事業収益、１項営業収益を６０万円減額。２項営業外収益を３０８万円減額し、合計２億４，９９９万４千円とするものです。

続いて１９９ページになります。支出です。１款下水道事業費用、１項営業費用を３１８万円減額し、合計２億４，８３３万円とするものです。

続きまして、資本的収入及び支出で、第４条、予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額７，６１３万３千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５８１万８千円、損益勘定留保資金５，７７４万５千円、利益剰余金処分額１，２５７万円」を「資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額７，２９３万２千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５８１万８千円、損益勘定留保資金５，７７４万５千円、利益剰余金処分額９３６万９千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入です。１款資本的収入、１項企業債を９０万円を減額、２項他会計補助金を４０１万９千円減額し、合計５，９０８万１千円とするものです。

支出です。１款資本的支出、１項建設改良費を８１２万円減額し、合計で１億３，２０１万３千円とするものです。

続いて２００ページです。令和６年度知内町下水道事業会計補正予算実施計画内訳書であります。

最初に収益的収入です。１款下水道事業収益合計で３６０万円の減額。

主なものとして、１項営業収益、１目下水道使用料、１節公共下水道使用料で使用料の減少により６０万円の減額、２項営業外収益、２目１節他会計補助金において一般会計からの繰入金の確定により３００万円の減額で収入合計２億４，９９９万４千円になります。

次に収益的支出になります。１款下水道事業費用合計で３１８万円を減額し、合計２億４，８３３万円で、１項営業費用、１目管路費、１節委託料の１７８万円の減額でございますが、これは当初歩道部分でアスファルトが下がった場所の修繕におきまして、当初は原因を探るために修繕費において予備調査をし、その後正式な修繕方法を確立するために、設計の業務委託をする予定で予算計上しておりましたが、事前に行った予備調査におきまして、原因並び修繕方法を確定できましたので、この業務委託を実施しなかったことによる全額の減額となっております。

また、３目処理場費につきましては、光熱費等の額の確定による減額です。

続いて２０１ページです。資本的収入、１款資本的収入合計で４９１万９千円減額し、５，９０８万１千円とするもので、これは１項企業債及び２項他会計補助金共に事業費確定による減額です。

続いて資本的支出です。１款資本的支出合計８１２万円減額し、１億３，２０１万３千円とするもので、これは１項建設改良費、２目マンホールポンプ建設改良費で各事業費確定による減額です。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
収入支出、一括質疑を許します。
質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）
質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第６号を採決します。
本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第２９号　令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）について

◎　議　　長（谷口康之）
お諮りします。只今、町長から議案第２９号、『令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）について』が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第１、議案第２９号、『令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認め、議案第２９号、『令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）について』を追加日程第１として、議案とすることを決定致しました。
議案は既にお手元に配布済みであります。只今町長から追加された議案について説明したい旨の申し出がありました。
これを許します。
西山町長。
◎　町　　長（西山和夫）
追加議案を説明させて頂きます。
追加の議案第２９号の令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）については、総額の６０億３，８５７万５千円については変更ありません。歳出内で水産振興費にカキ貝毒対策緊急支援として中ノ川森越漁業推進部会に対し、対策用資材の購入費を補助するため財政調整基金積立金を減額し、調整するものであります。議案の詳細につきましては担当課長の方から説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。
◎　議　　長（谷口康之）
追加日程第１、議案第２９号、『令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）について』を議題と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（森永　茂）

議案第２９号、令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）について。

令和６年度知内町一般会計補正予算（第１１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６０億３，８５７万５千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、先程町長から説明があった通り、カキ貝毒対策緊急支援事業として補助金を追加補正するものですが、歳入を追加補正せずに先程議案第１号で追加補正しました財政調整基金積立金を減額補正する内容となっております。

４ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費、４目財政調整基金費から３９０万３千円を減額し、４億５，１００万円とするものです。２４節積立金の財政調整基金積立金を減額するものです

次に５ページです。６款農林水産業費、３項水産業費、２目水産振興費に３９０万３千円を追加し、５１３万８千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金にカキ貝毒対策緊急支援事業補助金を追加するものです。

事業の詳細につきましては、農業水産振興課長からご説明します。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎　農業水産振興課長（南　一貴）

私の方から補正予算の追加分の内容について説明させて頂きます。

別紙に配布のですね、説明資料（追加分）の資料の方ご覧下さい。こちらの資料の２ページ目をまずご覧下さい。令和６年度カキ貝毒対策緊急支援事業としまして、まず事業概要でございますが、２月２６日に中ノ川地区で発生した貝毒によりカキＶＳニラまつりやイオン道産デーで出荷予定であった大量の養殖カキが今現在出荷できずにですね、浜においては抱えてる現状を踏まえまして、再度なんですけど技能施設にですね、追加して海中保管するための必要な資材として、カキやロープの購入に対して助成するものでございます。

２番目、支援内容ですが事業実施主体は、中ノ川森越漁業推進部会です。支援の対象となる資材についてですが、カキの保管用の一段籠が３，２００籠、またその籠を設置するためのクロスロープ６９丸をですね、今予定しております。総事業費としまして３９０万２，８００円です。

これにつきましては、今回なんですけど、緊急的な対応が必須であるということから、あと確保できる必要な数として対応できる部分で確保できる数量相当分をですね、補助率こちらに書いてあります通り全額町の支援でですね、こちら支援をする形でですね、何とかこの体制を組んでいきたいということで今回提案させて頂きたいと思います。

尚、今現在も何ですけど貝毒の状況についてなんですけど、引き続き毎週検査を実施しておりますが、今後なんですけどやはりこの数値が下がらない限りこの規制解除が解けないという事になりますので、やはりこの２月２６日からもう既にですね、出荷が出来ない状況と

いう事で丸々１カ月は今後なんですけど、やはり出荷が出来ないといった状況が今の現在の見通しでございます。

その間においてなんですけど、今後やはり気象の状況によっては、海中でですね、これまで出荷に向けて大きく育ったカキが例えば春の時化によって脱落する恐れもあるということで、早急に籠を導入してですね、何とか一段籠に移し替えていつでも出荷できる体制をですね、整えておきたいという事で今回提案させて頂きました。

私の方からの補正予算の内容についての説明は以上でございます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

７番、一之谷です。５ページになります。町長の方からも行政報告でありましたが、カキＶＳニラまつりの件で関連して質問させて頂きます。カキＶＳニラまつり知内で１番大きなまつりと言っても過言ではないかと思います。今回中止ということにあたって漁師さんへの影響は出たかなと思います。他の事業者さんへの影響等分かる範囲で教えて頂ければと思います。お願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。行政報告の方でも報告がありましたけれども、２６日の日に貝毒が発生しまして、カキＶＳニラまつりについて３月２日開催という事で３日前、４日前の中止を決定させて頂いております。その中でカキＶＳニラまつり実行委員会としては出店者を急遽集めてまつりを中止したことによる影響等を取りまとめております。現在もう既に創作料理等で使う原材料はもう用意していて、それ以外で使う見込みの無いんだという声も多数受けております。そうした部分については、今、カキＶＳニラ実行委員会で中止になったことで予算の方がありますので、そちら範囲の中で補償等を今後検討していきたいと思っています。

今現在どの位の金額になるかと取りまとめ中でありますので、３月を目途に整理をしていきたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

ある程度補償して頂けるというようなご理解でよろしかったと思うんですけども、因みになんですけども、やっぱり材料の消費に関して例えば販売会だとか、そのような事に関しては検討されているでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。先程のカキについては、カキ、ニラの販売が１番今回のまつりのメインのところなんですけども、カキについてはちょっと見通しが立たない。あとニラの販売につい

ては、まつりの時に安価で提供して頂いているんですけども、農協側の方で中止になったことで資材の方で販売しているという事でなんとかそちらの方で対応して頂く。出店者に関しては既に用意して頂いた部分については、結構生もの等もあるので今その部分を活用しながら、臨時で店を開くとなるとなかなか準備の方もあるので、厳しいのかなと判断しております。ですから、その部分については補償の方で補償金等を支払った中で理解頂きながらやっていきたいと思っています。ただ冷凍の部分等もあるので、もしその部分これからちょっと出店者さんの方にもう１度確認して、もし可能であればそういう販売だけでも出来ればと今検討しているところです。再度実行委員会の方で話をしていきたいと思います。ご理解頂きたいと思います。以上です。

◎　７　　番（一之谷駿）

ありがとうございます。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

ちょっと補足します。今実行委員会の方でどの程度の資材が保管しているのか調べている最中ですけれども、あくまでも町は補填ではなくて助成をするという立場ですので、実行委員会が主催者ですから、あくまでも実行委員会の中で整理をして頂いて、そして今ある予算の中で対応できる分については、町としても支援出来るのかなということで整理したいというふうに考えています。

◎　議　　長（谷口康之）

よろしいですか。

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

ちょっとお尋ねしますけども、今の予算っていうのは、どこの予算。今の予算のある中で。

それともう１つ、カキとそれらが全部駄目よとなって、海に返したと、それまた解除なれば持ってきて売る事出来るの。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

予算の関係については、かきＶＳニラ実行委員会の方に町より開催助成金ということで支払っていますので、そちらのお金を活用しながらということで考えております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

どうも不親切だな。どの何ページにこれだけ載っていますと言ったら、実行委員会の何処探せばいいのよ。ちょっと言葉悪いけど、もう少し丁寧にさ。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。申し訳ありませんでした。令和６年の１２月の定例会の時に補正させて頂

いて、町の方より２００万円実行委員会の方に助成するということで、決定させて頂いていると思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番議員さんは、何ページに載っているんだと、そこまできちんと答えれないのか。

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。第４回定例会の１２月補正予算の中で一般会計の３９ページの方に負担金補助及び交付金としてカキＶＳニラまつり実行委員会助成金ということで２００万円追加させて頂いております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

今、最終的には２５０万円ですよ、実行委員会に。実行委員会に５０万円、そして１２月１０日に２００万円の追加を出している。この中で今までのポスターとかそういう補償に間に合う額じゃないでしょ。海の補償する、そしてニラの方もなんぼか補償の方に目を向けているんでしょ。ニラはいいの。

◎　議　　長（谷口康之）

産業水産振興課長。

◎　産業水産振興課長（南　一貴）

ご説明します。私の方でですね、今回貝毒の発生したカキの取り扱いについて説明させて頂きます。先日ですね、その発生したカキについてなんですけど、貝というのは海中のプランクトンを餌にして有毒なプランクトンを貝の中に取り込んで、結局それをまたですね体内に取り込むんですけど、排泄に伴って貝自体の体からまた排出されます。ですからそのカキ自体はある程度時間はかかりますけど、いずれ貝自体から毒が抜けるんですよね。それを海に戻すことによって、また出荷できる貝として取扱うことが出来るということです。今現状ですね、毎週検体を上げまして数値の状況等を調べて一定程度安定してきたら出荷できるのかなということで今後予定しております。

ですから、カキ自体に対する補償は町としては現時点では予定しておりません。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

これは今実行委員会を通してこの辺の補償をしますよという当初の話。今言った補填する予定はありません。ちょっとまとめてけれ。

◎　議　　長（谷口康之）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

今、水産課長から言っているのは、カキの補償は考えていません。今のところ。

補償をするのはあくまでも、出店者でもう買った物は返せないような例えば焼きそばだと

か、野菜だとか、そういう準備した物をいくらかかっているのかそれを調べた中で補填、補填というのは実行委員会で補填するですけど、町は補助金の中で整理して下さいということで、今話をしているということです。

◎　１　　番（松井盛泰）

よく分かりました。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２９号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●令和７年度知内町行政執行方針について（町長）

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１４、『令和７年度知内町行政執行方針について』を議題とします。

町長から説明願います。

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

令和７年度町行政執行方針を述べさせて頂きます。

はじめに、令和７年第１回知内町議会定例会の開会にあたり、新年度の町行政執行に臨む基本方針と施策を述べさせて頂きます。

令和６年度は、国内外で経済・社会情勢が大きく変動した一年でありました。円安や物価高騰が続き、エネルギー価格の上昇は家計や事業活動に影響を与え、また、各地で地震や豪雨などの自然災害が相次ぎ、改めて防災対策の重要性を痛感した一年でもありました。

知内町においても、地方財政の厳しい状況や人口減少といった課題に直面するなか、地域の活力を維持し、住民の皆様が安心して暮らせる環境を整えるための取り組みを進めてまいりました。

新年度についても、地域の実情をしっかりと踏まえつつ、各種施策を進めてまいります。

農業では、昨年は実り多い年となりましたが、新函館農業協同組合による広域トマト共選施設整備再編などの課題のほか、国の水田政策の転換等による地域農業への影響等について引き続き注視してまいります。

また今年度は、これまで地域おこし協力隊として研修を重ねてきた研修生が新たに新規就

農者としてトマト栽培に挑みます。農地の確保など円滑に就農できるよう支援してまいります。

水産業においては、老朽化したウニ種苗生産施設の建て替えを計画しており、令和８年度の着工を目指しています。この新施設は、道東の赤潮被害による深刻な資源減少を補うなど、ウニの安定供給に重要な役割を果たすものと期待されています。漁業者の経営安定化は勿論、道内の資源維持にも大切な役割を果たしている重要な施設として期待されます。

また、資源として現在２シーズン目に入っているトラウトサーモン養殖については、事業者による長期的プランをもとにトラウトサーモン生産日本一の町を目指して連携強化に向けて協議を重ねます。

観光分野については、知内町の豊かな自然環境や歴史・文化資源を活用した観光振興策を推進します。若者の感性を最大限発揮して頂き、観光ルートの整備や観光施設の充実、イベントの開催を通して地域の魅力を発信し観光客の誘致を図ってまいります。

森林・林産業については、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、林業経営の意欲の低い小規模な森林所有者の経営を、意欲と能力のある林業経営者に繋ぐことで林業経営の集積・集約化を図ると共に、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を図るなど新たな森林管理体制の活用に努めるものとします。

１４１年の歴史を持つ涌元小学校は、令和６年度をもって閉校し、知内小学校に統合される予定です。昨年１１月１０日には、在校生や地域住民、同窓生ら約１９０人が参加し、閉校式と「思い出を語る会」が開催されました。

旧小学校については、知内高校の二間口確保を図る環境整備として野球部の寮と室内練習場も兼ね備えた一体型の施設として、令和８年度に向けて更なる生活環境と練習環境の充実を目指してまいります。

青少年交流センターは、地域みらい留学により入学する生徒等が成長を実現するチャレンジの場として、また、高校生活を通じて都会ではできない成長を実感して頂ける場として活用することで、今後の募集効果が高まることを期待しております。高校生から助言があった「知高の衰退は地域の衰退につながる！」そうならないように魅力ある知内高校にしてまいります。

水道事業の計画変更については、令和６年度中に認可になります。今後上下水道の耐震化や長寿命化も含め修繕計画が進むものと考えております。

知内消防署庁舎については、移転新築に向けて実施設計に着手してまいります。昭和５０年に建築された現在の庁舎は老朽化と耐震性能の不足が指摘されており、更には洪水浸水想定区域内に位置しています。安全・安心なまちづくりに欠くことのできない防災拠点として課題を解決するため、元町地区へ移転新築を進め、令和８年度の着工、令和 10 年度の完成を目指してまいります。

国道２２８号線中の川地区の浸食対策として、町道元町中の川線を迂回路として活用するための整備に着手しております。今年度も設計・調査を進め引き続き早期完成を目指してまいります。

ふるさと納税は、各種事業を展開するうえで大変貴重な財源となっております。今年度は昨年に続いて５億円を越えることは出来ませんでしたが、令和７年度に目指すは５億円突破であります。地元ならではの特産品を強化するとともに情報発信の強化も欠かせません。地

元企業との連携を強化する、寄附金の使い道を明確にして共感を得る、イベントを開催するなど、更なる展開について議論を深めてまいります。

現在、我々を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、頻発する自然災害、急速に変化する社会経済、雇用の確保など様々な課題に直面しております。

知内町もこうした影響を受けており、これら課題に対処していくためには、新たな地域資源の進化と継続的な発展を重要な柱として育てていく必要があると考えております。

特に現在、３０代４０代の若者が中心となり、知内町の覚醒に向けて奮闘しております。若い世代が持つ柔軟な発想や行動力を活かすことで地域の魅力を更に引き出す原動力となります。次世代が住み続けたいと思う地域づくりを目指し、すべての世代が互いに助け合い、誰もが安心して暮らせる豊かな町を作り上げてまいります。

今年度は８つの重点施策を掲げしっかり皆さんと共に歩みを続けたいと願っております。

次に、本年度の重点施策について申し上げます。

（１） 人口減少対策と子育て支援の充実について

町の人口は、令和７年１月末で３，８００人と前年比１０６名の減少となっております。人口減少対策として若年層の定住促進と子育て環境の充実を図ってまいります。

①若年層の定住促進と子育て環境の充実について。

若い世代が町内に戸建て住宅を新築する際に支援する「知内暮らし促進事業」については、一部規則の見直しを行い継続して事業を進めてまいります。

また、安心して子育てが出来る環境づくりとして「しりうち認定こども園」での待機児童が生じないよう園側と連携すると共に、こども園に特別支援教育支援員２名を配置するための人件費を補助致します。

②子育て世代への経済的支援、教育環境の整備等の推進について。

出生児の保護者への支援金交付やこども園での給食費無償化、中学生までの教育費無償化、高校生までの医療費の無償化等の経済的な支援を継続してまいります。

また、教育環境の整備については、小中学生一人１台端末への更新のほか、小中学校へ特別支援教育支援員８名を配置し、児童生徒の日常生活介助や学習活動サポートを行います。

更に、地域で子育てが出来る環境として、経験の豊富な高齢者を中心に地域内に居住する全ての人たちの力を借りながら、遊びや見守り等を通じて地域全体で子育てを支援する仕組みを継続して進めてまいります。

（２）教育環境の整備について

知内高校の入学者減少に対応するため、「地域みらい留学事業」を活用した全国からの生徒募集を強化します。これに伴い、野球部以外の一般入学生向けの寮となる青少年交流センターの内部改修を進め、生活・教育環境の充実を図ってまいります。

また、小・中学校におけるＩＣＴ教育の推進や、英語教育の充実を図り、子どもたちの学力向上に努めてまいります。

① 知内高校の入学者確保「地域みらい留学事業」について

令和６年度の入学者は４０名となり、このままの状況が続くと現行二間口８０名から一間口４０名となることから、「地域みらい留学事業」に参加し、全道・全国から生徒を募集する取り組みを始めました。

本年度は、札幌・東京・大阪で生徒・保護者に対面での学校説明を行うと共に学校独自に情

報を発信して、生徒募集に取り組む予定です。

この募集に当たっては、生徒の生活支援としての寮の確保が必須となることから、新たな拠点として青少年交流センターを内部改修して活用してまいります。

また、高校魅力化の一環として総合的探究学習へのデジタル教材の導入を支援してまいります。

② 地域交流の場としても活用可能な野球部生徒の寮整備について

知内高校の更なる教育・部活の充実を目指し、閉校となる涌元小学校の校舎及び体育館等を活用して、地域交流の場としても活用可能な野球部生徒の寮と室内練習場も兼ね備えた施設を整備してまいります。

③ 小中学校のＩＣＴ教育の推進、英語教育の充実について

小学校でのＩＣＴを活用した教育の推進については、日常からデジタル教科書を使った授業の取り組みを進め、子どもの学びの進度に応じた学習が出来るＡＩドリルを教材として継続して導入してまいります。

また、こども園、小学校低学年から外国語に触れる環境として英語指導助手（ＡＬＴ）の３名体制を維持してまいります。

（３）農林水産業の振興

新規就農者の支援として、農業研修制度の充実や農地の確保、資金援助等を行います。また、ウニ種苗生産施設の建て替えを通して水産業の持続可能性を高めます。更に、林業の振興としては、森林整備や森林クレジットの創出に向けた取り組みを進めてまいります。

① 農業の振興について

農業では、経営者の高齢化、担い手不足、人口減少による労働力不足が深刻となっていることから、「地域産業担い手センター」を核とした体験希望者の受け入れを積極的に推進した結果、町内で新規就農を目指す方が増加傾向にあります。更なる農業研修制度の充実を図るとともに、就農時の農地確保や経営資金の援助等を行ってまいります。

また、昨年度から実施中の「情報通信環境整備計画策定事業」を継続し、水利施設等維持管理の省力化やスマート農業導入による農作業の省力化のための地域計画を策定してまいります。

更に、現在北斗市と新函館農業協同組合で検討を進めている「トマト共選施設再編事業」についても、町トマト生産組合と連携して進めてまいります。

② 林業の振興について

林業では、森林整備に要する経費が上昇していることから、森林所有者への町独自の補助事業を継続して実施してまいります。

また、森林由来の「Ｊクレジット」の創出については、町森林組合と連携して、カーボンニュートラルの実現及び森林環境保全のために情報を収集して取り組んでまいります。

なお、昨年度当町では初となる「カシノナガキクイムシ」の生息が確認され、ナラ枯れの発生木処理が必要となることから、国や北海道と連携した取り組みを進めてまいります。

③ 漁業の振興について

漁業では、新たな資源としてトラウトサーモン養殖を開始しておりますが、事業者における長期的プランを基にトラウトサーモン生産日本一の町を目指して連携強化に向けて協議を重ねてまいります。

また、ウニ種苗生産施設の老朽化対策と生産安定化に向けて施設の更新が必要であることから、「ウニ種苗生産施設基本設計」を基に、上磯郡漁業協同組合と連携した「ウニ種苗生産施設実施設計」を実施してまいります。

更に、３年間試験養殖を実施してきました「３倍体カキ養殖」については、今後の本格養殖が可能と思われる結果となったことから、本年度はカキ種苗及び養殖資材の購入を支援してまいります。

（４）商工業・観光の振興

燃料・原材料をはじめとする物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いていることから、商工会や観光協会などと連携し、地域特性に応じた商工業の推進、観光事業の充実に取り組みます。

① 商工業の振興について

知内町ふるさと創生事業を活用した新たな商品開発や、さらなる品質向上に対しても継続して支援するとともに、町内における常用雇用者の雇用拡大や外国人技能実習生の受け入れを行う企業に対する支援を引き続き行い、地域活性化を図るための新規事業や、資質向上活動に対し商工会と連携し取り組みます。

② 地域資源を活用した観光振興策の充実について

地域の賑わい創出にむけて、コロナ禍前の状態に復活した「しりうち味な合戦冬の陣カキＶＳニラまつり」や「春のカキまつり」等のイベントを開催し、地域の魅力を発信して多くの来訪者を迎える取り組みを進めてまいります。

また、知内町の豊かな自然環境や歴史・文化の地域独自の観光資源を活用した滞在型観光を推進するため「しりうち割事業」を継続実施するとともに、新たな観光資源の発掘や観光ツアー開発など、観光協会と連携し取り組みを進めてまいります。

（５）防災・減災対策の強化

消防庁舎の老朽化や耐震性不足と、現在地が洪水浸水エリアに指定されていることを踏まえ、元町地区への移転新築を進めてまいります。

また、水道事業においては、簡易水道事業への移行により、老朽化した配水幹線の更新を含め、水道インフラの信頼性向上と持続可能な運営を目指してまいります。

① 知内消防署庁舎改築事業について

安全・安心なまちづくりに欠くことのできない防災拠点の課題を解決するため、知内消防署庁舎の元町地区への移転新築を進め、令和８年度の着工、令和１０年度の完成を目指してまいります。

② 水道事業の簡易水道事業への移行について

これまで国や北海道に対して要請活動を続けた結果、本年３月には正式な認可を取得する予定です。今後は、配水幹線の更新や修繕計画の策定、予算の確保、国や道の補助金の活用などを進めてまいります。

③ 防災備蓄品の整備について

国内各地では地震や豪雨などの自然災害が相次いでおります。そのため町では日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波被害を想定し、地域防災計画の主旨に基づき、食料・衛生用品・採暖用品等を本年度から計画的に購入し、備蓄を進めてまいります。

（６）介護・福祉・医療の充実

少子高齢化の進行により、住民のニーズに対応した介護・福祉・医療の充実が求められていることから、町民を第一に考えた予防接種事業や介護保険事業など各種の施策を進めてまいります。

① 高齢世帯等の冬の除排雪対策の強化について

令和５年度より湯ノ里地区をモデルとして、除排雪対策を実施してまいりましたが、高齢化が進み除雪サービスを必要とする世帯が増えていることから、除雪作業をして頂くボランティアに対する謝礼金を増額し、作業に当たって頂くことと致します。

② 補聴器購入費助成事業について

積極的な社会参加を促すとともに、認知症予防の観点から地域や家族とのコミュニケーションの向上を促進するため、全世代を対象とした補聴器購入費の一部を助成する制度を新設致します。

③ オンライン診療等の検証事業について

国はデジタル社会に向けた地域医療体制の充実を目指すために、オンライン診療の促進を掲げていることから、北海道電力と連携してヘルスケアアプリの検証を行うこととし、小学生までの子育て中の保護者と６５歳以上の方を対象として実施致します。

（７）持続可能な財政運営

地方財政の厳しい状況を踏まえ、効率的な行政運営とふるさと納税等を含めた財源の確保に努めてまいります。また、「知内町財政運営適正化計画」に基づき、持続可能な財政基盤の確立を図りつつ、知内町の発展と町民の生活向上を目指します。

① 知内町財政運営適正化計画

令和５年度から令和８年度までの４年間とする適正化計画の折り返しの年となりますが、ここまで行政事務におけるコスト縮減や基金の増額等に大きな成果をあげていることから、今後においても計画に基づき将来に向かって持続可能な財政運営を目指してまいります。

② ふるさと納税の確保

全国の多くの方々からの支援を頂き令和７年１月末では３億５千百万円を超える額となっておりますが、令和６年度の目標５億円の達成は厳しい状況となっております。

本年度の納税額の確保については、寄附者が望む返礼品の充実や新たな返礼品開発を促進するために町内事業者の皆さまのご協力を頂くとともに、町としても積極的に事業者支援を進めてまいります。

（８）新たな時代に向けた創造

①「第７次知内町まちづくり総合計画」の策定について

町の行財政の基本指針となる「第６次知内町まちづくり総合計画」は本年度で１０年間の計画が終了することとなります。第７次計画の策定に当たっては、地域の魅力をこれまで以上に町内外に発信し、次世代が住み続けたいと思う地域づくりを目指して、町内各団体・関係機関・町民から多くの意見を頂きながら策定してまいりたいと思います。

おわりに、知内町の経済は、農林水産業が主力となり、更に経済の発展に寄与し続けているのが北海道電力（株）知内発電所と三洋食品（株）知内工場などの多くの事業者の皆さまであります。福祉においては「知内町社会福祉協議会」、「函館共愛会」、「あすなろ福祉会」により高齢者や障がい者の生きがいに繋がるようなサポートが充実しております。これからも継続した強い協力関係を維持するための努力を忘れることなく、企業の維持発展に向けて関

係強化に努めてまいります。

現在、全国的な人口減少や少子高齢化の波を受け、地域経済の停滞や社会インフラの老朽化など、多岐にわたる課題に直面しております。特に、２０５０年の人口予測では約１，９４９人とされ、１４歳以下の人口減少率は７７％と、道内でも上位の減少幅が見込まれています。何もしなければ変わりません。

国はＧＸ２０４０ビジョンと第７次エネルギー基本計画の中で再エネを主力電源として最大限導入するとしており、また、道も半導体や再エネにより大きく変わろうとしております。道南にも風力や太陽光発電の大きなポテンシャルがあります。自治体の環境により取り組み方は変わりますが、渡島檜山の連携や新たな役割も視野に、函館を中心に大きく変革するチャンスだと感じています。

国では、地方創生交付金を倍増させる方針ですが、地方の人口減少に歯止めをかけるためにも大胆な政策の実行を国政と共に考えていかなければならないだろうと危機感を持って臨んでまいります。

あらゆる可能性を信じ、子どもたちの豊かな未来を創造・想像出来たら！と思っております。

今年は巳年（ヘビ年）であります。

我々一同、一皮むけてより強く進化し、また町民の皆様から頂く笑顔を糧に職員とともにスクラムを組んで勇気と希望を与える町政運営となるよう努力を重ねてまいります。

議会議員の皆様・町民皆様の一層のご理解とご支援・ご協力をお願い申し上げ、ふるさとの安寧と皆様の一年が健康で、実り多いものとなりますよう願いながら知内町行政執行方針とさせて頂きます。

令和７年３月６日。知内町長、西山和夫。

どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、町行政執行方針を終わりました。

●　令和７年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

◎　議　　長（谷口康之）

次に日程第１５、『令和７年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明願います。

教育長。

◎　教 育 長（堂下則昭）

令和７年第１回知内町議会定例会の開会にあたり、新年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方と施策について申し上げます。

今日、変化が激しく先行きが不透明な社会の中では、自らの未来をたくましく切り拓き、他者と協働しながら最適解を見つけ出し、共に持続可能な社会をつくり出す人材を育成することが求められており、確かな学びは子どもが描く一人ひとりの未来の大事な土台となります。基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するため、

思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養っていくことで、確かな学びが醸成され、人間の一生を支える力が育まれていきます。

知内町教育委員会では未来に向かって挑戦を続け、失敗を恐れず困難を乗り越えるたくましさや精神的な回復力のあるしなやかな心と生きがいを創り出す生涯学習の推進に取り組んでまいります。

このような認識の下、教育行政に臨む基本的な考え方について申し上げます。

１点目は、「一人ひとりの子どもを主語にした、魅力ある学校づくりの推進」です。

ＩＣＴを適切に活用しながら、多様な児童・生徒を誰一人取りのこすことなく育てる「個別最適な学び」と多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、持続可能な社会の創り手となることが期待できる資質・能力の育成に努めてまいります。

２点目は、「生涯にわたって学び、高め合う生涯学習環境の推進」です。

町民一人ひとりが生涯を通じて学び、豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習機会の提供や、学習の成果を生かして様々な分野で活動できるよう生涯学習環境の推進に努めてまいります。

次に、令和７年度の主な施策について申し上げます。

１.新しい社会の担い手として必要な資質・能力の育成

教育費の無償化については、次代を担う子どもたちへの平等に教育を受ける機会の提供により、町全体の教育水準の向上につなげるため、小・中学校の入学準備金や教材費等の無償化、高等学校等入学時の進学応援給付金、給食費無償化など、子育て世代への経済的支援を継続してまいります。

また、指導主事を新たに配置し、認定こども園から高校までの系統性・継続性を持った教育の構築や英語教育における連続性ある効果的な教育、いじめや不登校、特別支援教育等、切れ目のない一貫した指導や支援に努めてまいります。

しりうち認定こども園と知内小学校の連携充実に向けた取り組みについては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る教育カリキュラムの策定に取り組み、子どもたちが学びの土台をしっかりと築き、教育の変化に柔軟に対応し、学びの意欲を失うことなく、次の段階へと進むことができるよう努めてまいります。

小学校の統合については涌元小学校と知内小学校の統合により、新たな歴史を加えた知内小学校が歩みを進めてまいります。 涌元・小谷石地区から通学する児童へ対しましては、登下校のスクールバス対応や学習指導の充実を図り、統合による不安や不便さを感じない学校生活のため、万全の体制を整えてまいります。

小中一貫教育を軸とした幼小中高の連携教育の推進については、小中９年間の教育課程及び指導計画のもと、交流学習等を通して学習内容や学習方法をあらかじめ共有することで、小学校から中学校へ進学する際の「中一ギャップ」を減らし、それぞれの子どものペースや個性に応じた支援を行ない、すべての児童生徒に適切な学びの選択肢を提供してまいります。

また、幼小中高の異校種間連携についても、各校が共通の目標を持って協力し合い、学びの連続性を確保しながら、児童生徒が一貫した教育の中で自信を持って成長できる環境を構築してまいります。

ＩＣＴを活用した授業改善については、これからの学力向上に向けた取組において、非常に有効な手段として捉え、デジタル教科書や昨年度導入したＡＩドリルを活用し、「個別最適

な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、より効果的な学習に取り組むことにより、更なる児童生徒の学力向上の実現を目指してまいります。

さらに、ＩＣＴ支援員の活用によるプログラミング教育等を通して、学びを深めるだけでなく、学習意欲を高め、子どもたちが楽しみながら学べる環境を整えてまいります。

また、一人一台端末の更新については、昨年度から２か年計画により町内小中学校の全端末をこれまでの ipad から、教育用端末の主流となっている chomebook への切り替えを完了し、今後、文部科学省が示す「ＧＩＧＡスクール構想」への実現に向けた取組みを加速させるとともに、各学校のネットワーク環境の高速化についても検討してまいります。

「外国語教育の推進については、これからのグローバルな時代において不可欠な要素であり、授業改善やＩＣＴの活用など、児童生徒にとって有意義な学びの環境を整える必要性から、知内町英語教育推進協議会を中心に学習到達目標（can-do リスト）の改訂を行い、達成状況の把握による指導・評価を強化させながら、幼小中高のさらなる連携と指導体制の充実に努めてまいります。

また、３名体制となった外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用については、小中高の全ての英語授業への配置による実践的な学習機会を提供するとともに、認定こども園ではＡＬＴの日常的な派遣を実施し、また、小学校低学年を対象とした放課後公民館活動「英語遊び・ＡＬＴと遊ぼう」等の活動により、幼少期からの英語による言語活動の早期化を促進します。さらには、町内の小学生から高校生までを対象とした「イングリッシュキャンプ」等の開催により、英会話能力の向上を目指した取り組みを推進してまいります。

２.学びの機会を保障し、一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進

疾病や不登校に対する児童生徒の学習支援については、個別のニーズに応じた柔軟な対応が求められ、学びを継続し学力を保持・向上させるために、ＩＣＴを活用したオンライン学習や遠隔授業、スクールカウンセラーによる精神的サポートを行うことで、学習の遅れを取り戻し、自信を持って学校生活に戻れるように早期の支援と適切な対応をとってまいります。特別支援教育の推進については、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な支援が必要となってくることから、個別支援計画や特別支援教育支援員の配置、ＩＣＴの活用など、効果的な支援策を取り入れることで、すべての児童がその能力を最大限に発揮できる環境を構築してまいります。

教職員の働き方改革については、教育現場の効率化や質の向上だけでなく、教職員自身の健康や働きがいを保つために非常に重要な取り組みであることから、定時退勤日や学校閉庁日の設定による勤務時間の適正化、校務支援システム等のＩＣＴ活用、ストレスチェックによるメンタルヘルスサポートなど、さまざまな取り組みを通じて、教職員がより効率的に充実した仕事ができるような環境を構築してまいります。

部活動の地域移行については、学校内での活動の枠を超えて、地域全体を巻き込んだ教育の場を提供する重要な取り組みであることから、地域において持続可能な部活動のあり方について、西部４町の中学校・教育委員会と検討を重ね、一部の競技では既に実施をしている拠点校方式の継続や地域スポーツクラブ及び文化団体との連携の可能性など、地域の特性や資源を最大限に活用し、継続的に活動が可能となるような基盤を整えてまいります。

３.多様な価値を尊重し、豊かな心と感性を育む教育の推進

いじめの防止や不登校児童生徒への支援の充実については、学校 ・地域 ・保護者が一体

となって取り組むべき大きな課題であることから、早期発見と適切な対応に努め、「いじめを生まない土壌づくり」に向けて連携を強化し、個別支援と環境整備を行うことで、児童生徒が安心して学べる場を提供してまいります。

また、スクールカウンセラーや専門機関との連携を深めることで、より効果的な支援を実現してまいります。

ヤングケアラー対策については、個別の支援を超えて、社会全体で支える仕組みが必要であることから、学校内での情報共有や行政との連携により、ヤングケアラーが学業や社会生活を営む上での困難を軽減するために、心理的支援や社会的孤立の防止など、多角的なアプローチにより早期の対応に努めてまいります。

スクールカウンセラーの効果的活用については、個別カウンセリングやグループ活動、教職員や保護者との連携などの幅広いサポートによって、児童生徒の心の健康を守り、学力向上や社会的な成長を支援してまいります。

また、学校全体でのメンタルヘルスの改善にも効果的に活用し、教職員からの相談、指導支援を通して学校全体の教育環境を向上させてまいります。

ＳＮＳ等における情報モラル教育の推進については、単にネットの使い方を教えるだけではなく、ネット社会での責任や他者への配慮を育むことにより、児童生徒がＳＮＳを安全に、責任を持って利用できるようにするために、学校や家庭との連携を強化し、実践的な情報モラル教育を推進してまいります。

学校給食については、町の第３次食育計画の推進と連携した取り組みのもと、地元食材の活用・拡大やジビエ給食の導入を進めるとともに、食育に関する体験学習や生産者との交流活動などを図り、町の一次産業への興味・関心を深める食育活動を推進してまいります。

４.選ばれる町立高校を目指して

知内高校においては、「協力する力、考え抜く力、行動する力」に代表される「知高生に身に付けさせたい９つの資質・能力」の向上を図り、学習や学校行事・生徒会活動・部活動等を通じて、次代を担う人材に求められる「正解のない問いに挑戦する力」を育む教育活動の充実に取り組んでまいります。

地域が抱える課題に着目し、地域社会の持続的発展や価値創出に貢献する資質・能力を育む「地域創生学習」では、町内企業と連携したインターンシップやソクラテスミーティング、高校生×議会、ＳＤＧｓ学習、防災学習などを通じ、生徒自らが魅力ある高校づくり・町づくりに参画する取り組みを推進してまいります。さらに、これら「探究的な学び」の質を深めるため、デジタル教材「インスパイアハイ」を導入し、多様な生き方や価値観、国内外の社会課題を主体的に学ぶ機会を提供します。これにより、生徒の多様性を尊重する力、課題発見力、情報活用力を高め、地域創生の核となる人材としての基礎力の育成を進めてまいります。

海外見学旅行及び海外短期留学支援事業については、生徒の国際理解を深めることで視野を広げ、進路を拓くとともに地域創生へとつながる本校ならではの特色ある教育機会として、引き続き実施してまいります。

少子化社会において、町内の児童生徒数も急速に減少の一途をたどる中、入学生徒の確保は困難を極めるところではありますが、これまで以上に生徒募集の取り組みに注力してまいります。昨年度からは道内のみならず、都道府県の枠を越えて自身の興味関心に合った高校

を選択するためのプラットフォームである「地域みらい留学」を活用し、全国からの生徒募集に取り組んでおりますが、７年度はこれまでの関東圏での説明会のほか、関西圏まで範囲を広げて実施してまいります。そのほか、旧涌元小・青少年交流センターの改築による住環境の整備、町内外中学校への働きかけの一層の強化、学校ホームページやＳＮＳを活用した効果的な広報活動、昼食提供サービスの実施など、あらゆる取り組みによって、１学年２クラスの学校規模と充実した教育環境の維持に努めてまいります。

今後も、生徒がいきいきと学びながら自らの進路を切り拓く力を身につける教育活動を展開するとともに、知内高校ならではの魅力を広く積極的に発信し、保護者や地域に期待され、生徒に選ばれる学校を目指してまいります。

５.生涯にわたって学び続け、活躍できる社会の推進

生涯学習の推進については、町民一人ひとりの生活の潤いや生きがいづくりに必要なものであり、今後に向けても各年齢層のニーズに合った企画を検討し、普及活動などを進めて参ります。

幼児家庭教育では、絵本に触れる「ブックスタート」や親子体験活動として「 のびのび教室」の開催、青少年教育では「クリスマスツリー点灯式」など、子どもたちに夢や希望を与える事業を企画して参ります。また、成人教育では趣味や生きがいに繋げる「公民館講座」、高齢者教育では「知内みらい大学」を開催し、町民が健康で明るい人生を送っていただけるよう努めて参ります。

魅力的な中央公民館を目指して、講堂や会議室へのエアコンの設置が完了しました。今シーズンから快適に施設を利用していただけるとともに、気温の高い日には、クーリングシェルターとしての役割を果たす施設として、町民の安心安全な生活を図ってまいります。また、講堂には新たに吸音カーテンが設置され、吸音効果による音響の質の向上が図られるとともに、200 インチの大型スクリーンをステージ上に設置いたします。

図書室については、ネット上で利用できる図書検索システムや予約システムの導入が完了し、今後の図書館利用者の利便性向上と貸し出し冊数の増加に向けた取り組みを進めてまいります。

また、毎年開催しております「町民文化祭」については、たくさんのご来場をいただいておりますが、今後においても新しい催し物やステージ、展示発表の内容を工夫し、多くの町民が参加できるよう検討して参ります。

地域学校協働本部の推進については、子どもたちが学校では得ることのできない知識や経験・能力などを身に着けてもらうために、地域の方がそれぞれの知識や技能を生かし、講師として学校・園で活躍していただいています。今年度においても更に内容を充実させ、各種講演や体験学習などの活動を推進して参ります 。

郷土資料館の有効活用については、資料の収集・保存・調査研究といった博物館としての役割だけではなく、より展示や企画内容を工夫し、中央公民館のロビー等でも展示を行い、たくさんの町民に見てもらえる機会を創出して参ります。

また、町の文化・歴史を中心とした「知内学のすすめ」や「ふるさと講座」等の充実を図るとともに、子どもたち向けに開催している「ミュージアム・パル」では、町の自然や文化へ興味・関心を見出すよう世代間の知恵や技能などを伝承し、現代のデジタル社会においても、古き良きものを大切にできる心の育成を進めて参ります。

６.町民皆スポーツの推進

今年度、知内町スポーツ協会が設立から５５年目を迎えます。その間、社会構造の変化や生活様式の多様化が進み、スポーツ環境においても、新たなニーズが求められております。本町においては、楽しむことを目的とした生涯スポーツ、可能性を追求する競技スポーツ、健康づくりを目的とした健康スポーツ、楽しく交流を図る共生スポーツを基本理念とした町民皆スポーツ条例を大きな柱として地域のスポーツ振興を図って参りました。

今年度においても、幼少年期のスポーツ体験としてこども園等への指導者派遣や親子で運動する機会の創出を継続し、青少年期においては、夏休みや冬休みのスポーツ体験の他、各スポーツ少年団の活動支援を強化して参ります。運動やスポーツは健康的な生活を育むために必要な活動であることから、生活習慣病や認知症予防等の視点を踏まえ、成人や高齢者の健康づくりに資する各種運動教室の継続開催を進めるとともに、スポーツ関係団体と連携を図り、各種大会の開催を推進して参ります。

また、今年度は運動やスポーツ活動の拠点であるスポーツセンターの長寿命化改修工事を実施し、施設利用者の安全性や快適性を確保して参ります。

以上、令和７年度の教育行政に関する基本的な考え方と施策について申し上げました。知内町の教育目標である「心豊かに 創造性に富み たくましく、郷土知内の未来をきりひらく人間」の実現のため、町民の皆様からのご意見や中学生・高校生の若い感性によるアイデアも生かしながら、教育委員会としてこれらの施策を確実に実行してまいります。

議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和７年３月６日。知内町教育委員会教育長、堂下則昭。

◎　議　　長（谷口康之）

これで、教育行政執行方針が終わりました。

●　延会宣言

◎　議　　長（谷口康之）

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会致します。

（　延会　午後３時４２分　）